

DISCLOSURE

高鍋信用金庫ディスクロージャー誌 2012



TAKANABE SHINKIN BANK



PROFILE



SYMBOL MARK

たかしんの誠実のお付き合いをベースとして、スクスクと素直に伸びる線の美しさと誠実な白百合の花を基本イメージに、南国宮崎の明るく輝く太陽と、鳥が翼を広げて飛び立とうとするイメージを融合させています。これによって未来を拓く力強い発展のエネルギーと、未来へとほんたくさわやかな夢を表現しています。

創業	大正11年4月
預金	220,735百万円
貸出金	94,868百万円
出資金	2,295百万円
会員数	37,439人
店舗数	24店舗(本支店24)
職員数	302人

(平成24年3月31日現在)



基本方針

私たちは協同組織の理念に徹し地域社会との結合を図り貯蓄の増強と郷土金融の円滑を期し郷土の繁栄と日本経済の発展に貢献する

経営方針

- 郷土金融機関としての特性を広く啓蒙し積極的な貯蓄の増強と融資を行う
- 職員の素質向上を図るとともに事業の組織的運営を行い責任を明確化し、その生活の安定を図る
- 親切と笑顔を旨とし地域社会に心から奉仕する

CONTENTS

■ ごあいさつ	1
■ 組織機構図・役員一覧	2
■ 主要な事業に関する事項	3
■ 総代会	4
■ 地域貢献ディスクロージャー	6
■ 地域とのふれあいと社会貢献活動	6
■ 地域密着型金融推進計画	8
■ 当金庫のあゆみ	10
■ 業務のご案内	11
■ 手数料一覧	13
■ サービス機能	14
■ 不良債権への対応状況	15
■ 内部統制の強化に向けて	16
■ 内部統制に基づくリスク管理体制	18
■ 報酬体系について	20
■ 顧客保護等管理態勢	21
■ 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	22
■ コンプライアンス	23
■ 信金中央金庫	24
資料編	
■ 会計監査人による外部監査	25
■ 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	25
■ 直近2事業年度における事業の状況	
主要な業務の状況を示す指標	26
預金に関する指標	27
貸出金等に関する指標	28
有価証券に関する指標	29
■ 直近2事業年度における財産の状況	
貸借対照表	30
損益計算書	35
剩余金処分計算書	36
有価証券の時価及び評価損益	37
■ 単体における事業年度の開示事項	
(1)自己資本の構成に関する事項	38
(2)自己資本の充実度に関する事項	38
(3)信用リスクに関する事項	39
(4)信用リスク削減手法に関する事項	40
(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	40
(6)証券化エクスポージャーに関する事項	40
(7)出資等エクスポージャーに関する事項	41
(8)金利リスクに関する事項	41
■ 連結における事業年度の開示事項	
(1)自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	42
(2)自己資本の構成に関する事項	42
(3)自己資本の充実度に関する事項	43
■ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況	44
■ 営業店舗一覧	47
■ 店舗外自動機コーナー	48

この街とともに

ごあいさつ

皆さまには、平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

平成24年6月をもちまして、井手口健二に代わりまして、わたくし池部文仁が理事長に就任いたしましたことから、「高鍋信用金庫ディスクリージャー誌2012」をお届けするにあたり、皆さまにご挨拶申し上げます。

当金庫は、大正11年4月に開業し、昨年度は90周年を迎えることができました。これもひとえにこれまでの皆さまの温かいご支援、ご愛顧のたまものと深く感謝いたしております。



理事長 池部 文仁

先行き不透明で厳しい経済環境が続くことが予想される状況下ではあります。創業100周年に向けたこれから10年間が、私ども高鍋信用金庫の持続的・安定的経営の確立に大変重要な期間であると認識しております。微力ではございますが、皆さまのご期待にお応えすべく全力を尽くしてまいります。

さて、わが国経済は、東日本大震災後の先行き不透明な環境のもと、デフレ環境から抜け出せない状況が続いております。

このような経済環境のもと、高鍋信用金庫は、中小企業金融円滑化への適正な対応に努めるとともに、地域社会の良きパートナーとして積極的に取り組んでまいりました。

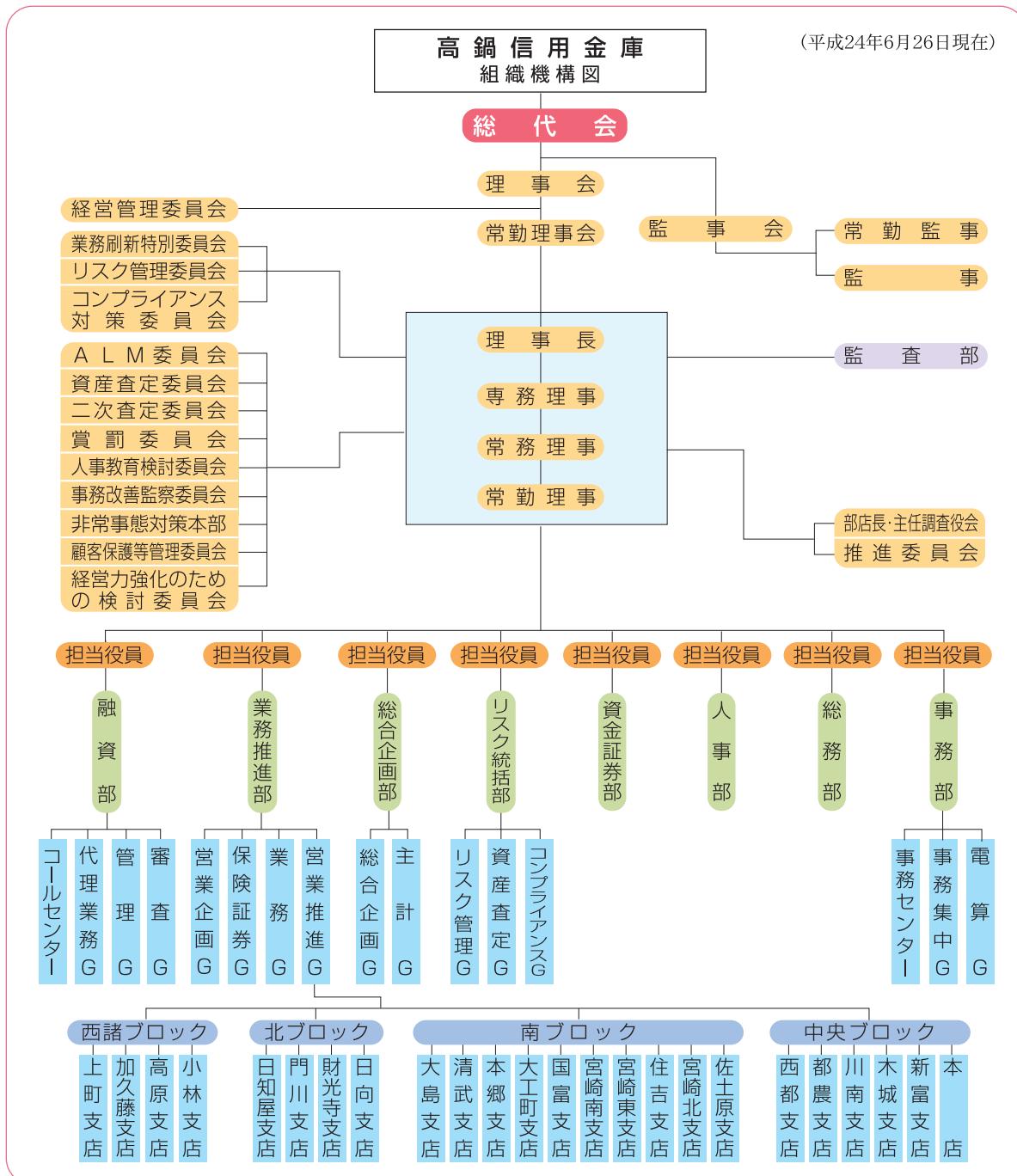
今後も、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題の1つとして位置付け、業務の健全性および適切性を確保し、地域の皆さまのニーズに応える地域金融機関としての使命と役割を果たしてまいります。

会員の皆さまをはじめ地域の皆さまには、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

平成24年7月

高鍋信用金庫
理事長 池部 文仁

組織機構図・役員一覧



役員一覧 (平成24年6月26日現在)

理 事 長 (代表理事)	池 部 文 仁	理 事 (非常勤)	川 畑 博 文
専 務 理 事 (代表理事)	小 山 裕 庸	理 事 (非常勤)	町 元 彦 郎
専 務 理 事 (代表理事)	新 田 博 好	理 事 (非常勤)	宇 田 三 郎
常 務 理 事 (代表理事)	長 生 二	理 事 (非常勤)	矢 野 龍 義
常 勤 理 事	甲 斐 隆 信	員 外 監 事 (非常勤)	矢 野 政 節
常 勤 理 事	北 川 法 幸	監 事 (非常勤)	町 長 泰 彦
常 勤 理 事	松 本 嘉 彦	監 事 (非常勤)	岩 切
常 勤 理 事	板 垣 衛		
常 勤 監 事	永 友 長 臣		

■ 主要な事業に関する事項

直近の5事業年度における主要な事業の状況

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	百万円	7,142	6,324	6,196	5,921	5,620
経 常 利 益	百万円	△699	△2,873	577	542	610
当 期 純 利 益	百万円	△847	△2,997	559	307	459
出 資 総 額	百万円	1,063	1,057	2,302	2,303	2,295
出 資 口 数	千口	21,269	21,142	46,058	46,065	45,905
純 資 産 額	百万円	8,950	3,845	8,238	8,280	9,270
総 資 産 額	百万円	233,119	230,808	235,658	233,181	232,322
預 金・積 金 残 高	百万円	220,856	223,490	224,342	222,115	220,735
貸 出 金 残 高	百万円	101,821	100,380	101,967	97,580	94,868
有 価 証 券 残 高	百万円	67,010	67,473	70,205	69,685	71,021
単体自己資本比率	%	9.22	7.23	8.81	9.38	10.36
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	千円	20,973 (1円)	20,941 (1円)	33,774 (1円)	45,855 (1円)	45,481 (1円)
職 員 数	人	343	348	338	325	302

23年度の事業の概況

当金庫は、21年度より新3か年計画『つなぐ力 発揮 2009』を基本に、協同組織の信用金庫が本来持っている、地域の様々な主体を結び付けて新たな価値を生み出す「つなぐ力」をさらに進化させ、信用金庫と会員、地域再生に取り組む地域の皆様をはじめ地域の様々なつながりを強化し、地域の持続的な成長・発展に取り組んでまいりました。

3か年計画の最終年度である平成23年度においても地域金融機関としての使命と役割を果たすべく、当金庫が持っている地域やお客様との強いつながりを活かし、「階層別営業推進体制」の一層の充実を図りつつ、地域のニーズに応え、業務の健全性及び適切性の確保に努めてまいりました。また、取引先企業への経営改善支援や地域活性化に向けた取組みを積極的に行うためにも、先ずは、当金庫の安定的な経営を確保する必要があることから、システム改革、コスト削減、人材育成等に取り組むことで収益の強化を図り、経営力の強化に取り組んでまいりました。

今後も地域社会や中小企業の良きパートナーとして、その再生と活性化に向けたきめ細かな取組みを行ってまいります。当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づく内部管理基本方針を制定し、業務の健全性及び適切性を確保するための体制を構築しております。

1.主要勘定

(1)預金積金	平成23年度の年度末残高は、220,735百万円となり、年度初来1,380百万円の減少、0.62%の減少率となりました。また、平均残高においては、225,801百万円となり、年度初来1,368百万円の減少、0.60%の減少率となりました。
(2)貸出金	平成23年度の年度末残高は、94,868百万円となり、年度初来2,712百万円の減少、2.78%の減少率となりました。また、平均残高においては、95,377百万円となり、年度初来3,649百万円の減少、3.68%の減少率となりました。
(3)経常利益	平成23年度は、貸出金残高の減少や約定金利の低下による貸出金利息の減収、預け金利息の減少等により、経常収益は5,620百万円となり、対前年度比301百万円の減収となりました。一方、経常費用は預金利息の減少、経費削減等を行った結果、経常費用は5,010百万円となり対前年比369百万円減少し、610百万円の経常利益を確保しました。
(4)当期純利益	経常収益は減少したものの、経費の削減効果による経常費用の減少と、会員代表訴訟による損害賠償金190百万円が特別利益に計上された結果、749百万円の税引前当期純利益となり、当金額から法人税等合計額を差し引いた当期利益は459百万円となりました。

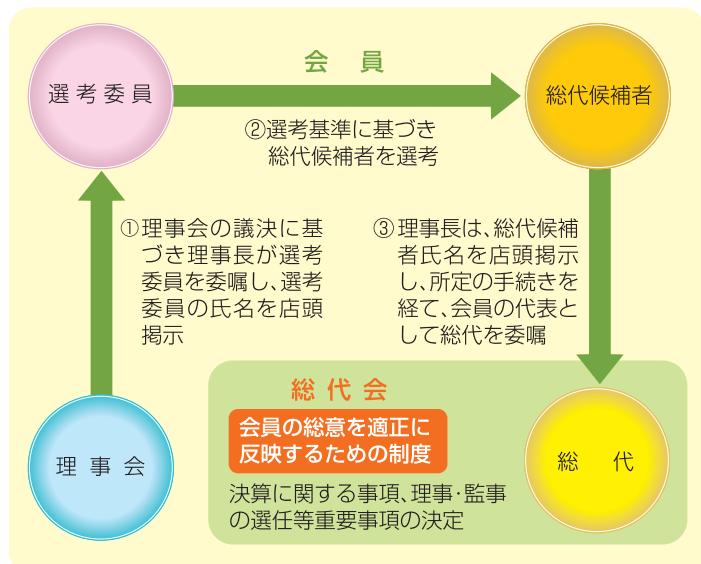
■ 総 代 会

総代会制度について

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。
 - 総代の定数は、80人以上110人以内で、会員数に応じて13区の選任区域ごとに定められています。
- なお、平成24年3月31日現在の総代数は101人で、会員数は37,439人です。

選任地区	会員数		
	法 人	個 人	合 計
高 鍋 地 区	228	3,802	4,030
新 富 地 区	142	2,382	2,524
木 城 地 区	36	1,335	1,371
川 南 地 区	134	2,626	2,760
都 農 地 区	76	2,251	2,327
日 向・門 川・延 岡 地 区	349	4,397	4,746
佐 土 原 地 区	90	1,647	1,737
宮 崎・國 富・清 武 地 区	716	6,293	7,009
住 吉 地 区	77	1,086	1,163
西 都 地 区	105	1,131	1,236
小 林 地 区	353	4,396	4,749
え び の 地 区	156	2,235	2,391
西 諸・都 城 地 区	127	1,269	1,396
合 計	2,589	34,850	37,439

総代の年齢別構成	
年 齢	総代数
39歳未満	0
40~49歳	3
50~59歳	10
60~69歳	44
70歳以上	44
合 計	101

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③その総代候補者を会員が信任する
(異議があれば申し立てる)

(3) 総代候補者基準

総代候補者は、当金庫の会員であることを条件に、選考基準は次の通りです。

- ①総代としてふさわしい見識を有している方
- ②良識をもって正しい判断ができる方
- ③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ④その他総代選考委員が適格と認めた方

第90期通常総代会の決議事項

第90期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認されました。

報告事項 第90期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
業務報告、貸借対照表、損益計算書の報告の件

決議事項 第1号議案 第90期剰余金処分案の承認について
第2号議案 定款変更について
第3号議案 会員法定脱退の件について
第4号議案 任期満了に伴う理事・監事の選任について
第5号議案 役員退職慰労金支給について

総代の氏名等（平成24年6月26日現在）

選任地区	人数	氏名
高鍋地区	14	阿部喬 多田徳雄 青木恵男 高嶋傳 田中隆吉 後藤良一郎 宮崎成徳 黒田千穂子 岩切洋 森悠一 児玉萬年 永友吉人 小原光郎 巢山和枝
新富地区	8	井上学 阿部寅義 黒木闇博 長友和朗 野中一彌 山本繁幸 長友俊二 橋本新
木城地区	5	内田孝紀 内田重則 大山逸雄 小川将士 西村義勝
川南地区	9	都築太左衛門 河野敏夫 河野訓 内山田隆一 平山久幹 柴坂秀政 谷年雄 林田浩行 小嶋一史
都農地区	6	黒木次男 黒木邦博 新田芳則 河野泰文 山道恒雄 青山久利
日向・門川・延岡地区	11	中川祐和夫 黒木弘 川添恵一郎 倉本重利 大原一 向井紀男 峰次郎 松田功 米良豪 日高博之 平野政巳
佐土原地区	4	高木利秋 渋谷義昭 佐藤潤一 山田京子
宮崎・国富・清武地区	15	鶴田寿 中村行義 野崎廣 横山秀夫 曰高秀雄 重山治利 横山和利 加藤勇 岡龍雄 川並政紀 安藤幹夫 長友照男 平原宗被 實昭 中畠貞年
住吉地区	3	浜田忠男 斎藤福夫 押川周弘
西都地区	6	吉見亮介 沼口訓男 弓削正人 旭吉法耿 富田孝 杉本信子
小林地区	9	植木清文 永野雪道 吉村雄一郎 西道紀一 瀬戸山雅光 谷口幸行 小森俊幸 高津佐忠 倉薙久史
えびの地区	6	原口陽一 井手峰雄 迫田黙太郎 尾山隆史 大門健二 白石昌彦
西諸・都城地区	5	大浦辰夫 増田勇作 池田正明 淵上鉄一 石原学



市民の森の花菖蒲(宮崎市)

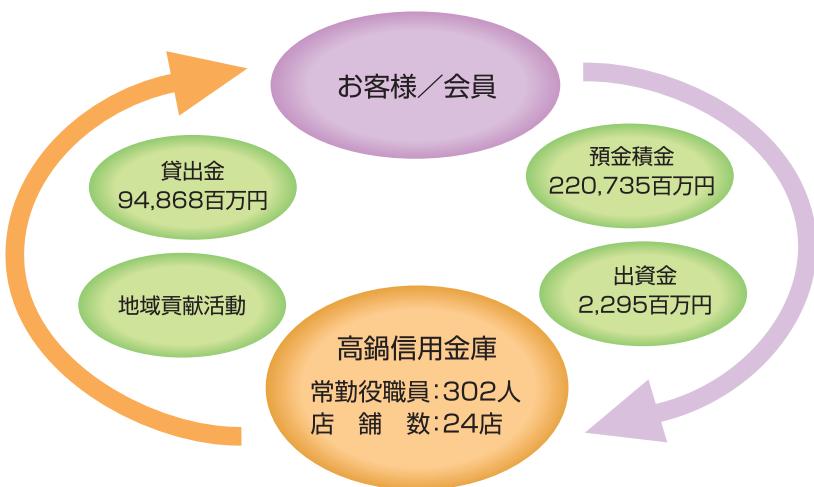
■ 地域貢献ディスクロージャー

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、下記の地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。当金庫は創業以来、当金庫の基本理念を忠実に守り、地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

高鍋信用金庫事業区域 記

宮 崎 県 児湯郡・日向市・東臼杵郡門川町・東臼杵郡美郷町・東臼杵郡諸塙村・東諸県郡・
宮崎市・西都市・延岡市(旧延岡市に限る)・小林市・えびの市・都城市・西諸県郡・
北諸県郡
鹿児島県 姶良郡湧水町(旧吉松町に限る)



当金庫は、協同組織金融機関としての理念に基づいて「地元でお預けいただいた大切なお金は、地元の皆様にお役に立つたまだけにお使いいただけ」という地元金融機関としての基本的な役割を果していきたいと考えております。

このため密度の濃い渉外活動を通じてお客様との「ふれあい」を大切にする伝統的な体制を、更に充実させていきたいと考えております。

地域とのふれあいと社会貢献活動

“たかしん”では、経営基本方針である「お客様本位」の考え方を基に地域に根ざした協同組織金融機関として、健全な金融サービスの提供だけでなく、お客様の事業の発展や豊かで潤いのある暮らしづくり、更には地域の皆様とのふれあいを通じて少しでもお役に立ちたいと、地域の文化や環境美化といった地域社会に貢献できることを願っております。

ハートフルな店づくり

当金庫では、地域の金融機関として地域社会との共生を図ることを目的として、ご高齢のお客様や障害をお持ちのお客様が利用しやすい店づくりを進めております。

営業店の本支店長を中心に、NPO法人の日本ケアフィットサービス協会による「サービス介助士2級」の講習を受講し、歩行介助や車椅子の操作を適切に行うための知識や技能の習得を図りました。

さらに「サービス介助士2級」は、「おもてなしの心」を育む資格で、通信講座・実技講習・検定試験からなっておりますが、23名の職員が資格を取得しております。(平成24年3月31日現在)

当金庫では既に「耳マーク」の設置や車椅子の設置等を行っておりますが、今後もお客様に優しい『ハートフルな店づくり』を積極的に進めてまいります。



AED(自動体外式除細動器)の講習会を開催

緊急時の対応として、主要店舗にAED5基を設置しております。職員を対象に東児湯消防組合消防本部職員の指導による、心臓マッサージ法やAEDの使い方を学び、お客様の不測の事態に備えております。



たかしん感謝デー

毎月、第2木曜日を「たかしん感謝デー」として、役職員による各店舗近隣の清掃活動を行っております。



地域とのふれあい

職員自身も居住地での自治公民館活動や各種グループ活動の一員として積極的に参加し、地域とのふれあいを大切に、地域社会の一員として地域のお祭り、イベント等諸行事にも積極的に参加しております。



えれこっちゃみやざき(宮崎市)

こども110番

全国的に子供たちを狙った凶悪事件が後を絶たず、社会的問題となっております。

当金庫では、未来を担う子供たちを守り、そして応援することも地域金融機関としての使命であると考え、高鍋警察署との間に覚書を締結し、児湯郡内の5店舗で、子供たちを守る『こども110番』の活動をしております。

バイク後方のトランク面に『こども110番』のステッカーを貼り、営業活動の中で幼児や小学生などに注意しながら、下校時などに不審者や変質者から子供たちを守るよう心がけております。

身の危険を感じたとき、変質者に遭遇したとき等々遠慮なく助けを求めてください。直ちに110番に連絡し子供たちを事件や事故からお守りいたします。(該当店舗：本店・新富支店・木城支店・川南支店・都農支店)



たかしんあおぞら会

人生80年時代となり「たかしん」に年金振込をご指定いただいた方、及び55歳以上でこれに準じる方ならご加入できます。趣味、旅行、親睦会などの楽しい企画を通じて会員相互の親睦を図り、健康で明るく楽しい生活の創造・設計をお手伝いさせていただきます。

定期的に親睦旅行などを行っていますので、お気軽にぜひご参加ください。

たかしんフィランソロピー

毎年、6月15日の信用金庫の日の活動として、各営業店の近隣地域の清掃活動を行っております。



一つ葉入江周辺清掃活動



蚊口浜ビーチクリーン活動

■ 地域密着型金融推進計画

当金庫は、地域の顧客との密接な関係を構築することで得られる定性的な情報を基にして、中小企業の方々が事業面で持つニーズ等の実現に向けた活動を展開していきます。また、地縁・人縁を活かした中小企業の実態を把握し中小企業金融の強化を図るとともに、地域活性化につながるサービスの提供に努めて行くことで、地域密着型金融の担い手としての取組みを進めています。

地域密着型金融の取組状況（平成23年4月～平成24年3月）

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

【取組方針】中小企業が事業面で持つニーズ等の実現に向けた活動を展開していきます。

項目	取組策	進捗状況
事業再生	① 中小企業再生支援協議会との連携強化	① 中小企業再生支援協議会と連携し、再生に向け、現在1先について取組みを行っております。
創業・新事業支援	① 融資推進戦略会議で対応策を協議 ② 顧客への情報提供・アドバイスを行う ③ 政府系金融機関との協調融資・制度融資の活用 ④ 信用金庫ネットワークを活用した支援の強化 ⑤ 全信協・南信協主催の研修・セミナーへの参加	① 営業店毎に開催する店長以下役席者及び融資・渉外担当者を含めた融資推進戦略会議で、融資案件の対応策を協議することで、職員のスキルアップを図り、お客様からの相談に的確に対応できるよう努めています。 ② 「しんきん経営情報」を事業所に配布し、情報発信として活用しています。 ③ 日本政策金融公庫農林水産事業本部のスーパーJ資金を取り扱っています(24年3月末残高、23件453百万円)。 ④ 全国信用金庫協会、信金中央金庫等とのネットワークを活用して支援の強化を図っています。 ⑤ 若手・中堅職員を中心に研修に参加しています。
経営改善支援	① 支援先への経営改善に向けた支援活動	① 条件緩和債権先・要注意先等を主に経営改善計画を策定し、金融円滑化に向けて取り組んでいます。
事業承継	① 法務・財務・税務等の外部専門家との連携・提携による相談態勢の構築	① 顧問弁護士と連携し、相談体制を構築しています。

(2) 事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

【取組方針】担当者の能力向上を図り、地縁・人縁を活かすとともに、中小企業の実態を把握し、定性評価の高度化に努めています。

項目	取組策	進捗状況
不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底	① 農業信用基金協会保証制度への積極的な取組み ② 商工会議所・商工会提携無担保ビジネスローンへの取組み ③ 目利き能力の向上(担当者の外部研修等の参加) ④ 定性情報の適正な評価、定量情報の質の向上 ⑤ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資商品の開発	① 宮崎県農業信用基金協会保証付きの農業近代化資金等を取り扱っています(24年3月末残高3件、55百万円)。 ② 商工会等メンバーズローンを取り扱っています(24年3月末残高4件、5百万円)。 ③ 全信協や南信協の目利き力養成講座に職員を参加させています。 ④ 店長を中心とした訪問活動により中小企業の実態把握を行い、適正評価及び質の向上に取り組んでいます。 ⑤ 事業性資金の円滑な供給のための商品として「融資強化策」を導入しました(24年3月末残高165件、3,455百万円)。
中小企業に適した資金供給手法の徹底	① 県信用保証協会保証を活用した取組み ② 保証会社保証を活用した融資推進の取組み	① 事業者のニーズに応えるために積極的に活用しています(23年度実績373件、1,881百万円)。 ② たかしんビジネスローン4種取扱中(24年3月末残高23件、33百万円)。

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

【取組方針】地域の情報ネットワークの要としての役割発揮に向け、地域の各方面との連携の構築に努めています。

項目	取組策	進捗状況
地域活性化に繋がる多様なサービスの提供	①官民連携への積極的参画 ②金融知識の普及 ③お客様アンケートの結果を踏まえた顧客満足度向上に向けた取組み ④小学生の「職場体験学習」の受入れ ⑤少子高齢化や地域コミュニティの希薄化対策に対する取組み	①宮崎県警との連携で、高齢者運転免許証返納者応援定期「安心のたまもの」の取扱いを行っています。 高鍋町との連携で、メタボ健診受診率向上応援定期預金「スマート」の取扱いを行っています。 ②金融犯罪の標的になりやすい高齢者への対応として年金支給日のATMコーナー等での声掛けを行っています。 ③お客様から頂いた貴重なご意見を業務に活かし、お客様の利便性・満足度向上に取り組んでいます。 ④小学生の「職場体験学習」(町探検)を営業店にて受け入れています(宮崎南支店・大島支店等)。 ⑤高鍋町で開催された「子育て応援フェスティバル」の企業ブースに出展し、子育てサポート定期預金・子育てサポート定期積金・子育てサポートローンの紹介・説明を行いました。

子育て商品の取組実績 (平成24年3月末現在)

商品	件数	残高	概要
子育てサポート定期預金	81件	51,867千円	
子育てサポート定期積金	34件	7,725千円	子供を3人以上持つ方に対して預金金利を優遇
子育てサポートローン	教育プラン	43件	子供を3人以上持つ方に対して融資利率を優遇
	リフォームプラン	7件	
	カーライフプラン	35件	

経営支援等の取組実績 (平成23年4月～平成24年3月)

(単位:先数)

(単位:%)

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組先数 α	α のうち期末に債務者区分が 債務者区分が ランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が 変化しなかった先数 γ	α のうち再生 計画を策定 した先数 δ	経営改善支援 取組率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正 常 先 ①	2,858	0		0	0	0.0		0.0
要注意先 ②	366	5	0	2	5	1.4	0.0	100.0
うち要管理先 ③	38	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
破綻懸念先 ④	84	15	0	12	8	17.9	0.0	53.3
実質破綻先 ⑤	89	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
破綻先 ⑥	20	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
小計(②～⑥の計)	597	20	0	14	13	3.4	0.0	65.0
合 計	3,455	20	0	14	13	0.6	0.0	65.0

(注)

- 期初債務者数及び債務者区分は23年4月当初時点です。
- 債務者数、経営改善支援取組先は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含みません。
- β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者は α に含めていますが、 β には含めていません。
- 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその要注意先」にランクアップした場合は β に含めています。
- 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。
- 期中に新たに取引を開始した取引先については本表には含めていません。
- γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
- みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
- 「再生計画を策定した先数 δ 」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」



■ 当金庫のあゆみ

当金庫のあゆみ

大正

大正 11年 4月 有限責任高鍋信用組合として事業を開始

昭和

昭和 27年 5月 信用金庫法に基づく信用金庫に組織変更し、名称を高鍋信用金庫と改める
昭和 47年 6月 預金量100億円突破
昭和 53年 10月 預金量500億円突破
昭和 59年 10月 預金量1,000億円突破

平成

平成 3年 8月 たかしん70周年記念「メモリアル九州交響楽団コンサート」開催
平成 4年 10月 貸出金1,000億円突破
平成 4年 12月 預金量1,500億円突破
平成 10年 11月 不動産担保評価管理システム導入
平成 11年 1月 貸出資産の自己査定システム導入
平成 11年 1月 新渉外支援システム導入
平成 11年 3月 郵貯ATM総合接続スタート
平成 13年 1月 ATM振込サービス取扱開始
平成 13年 3月 モバイルバンキング取扱開始
平成 13年 4月 損害保険・投信窓販業務開始
平成 13年 4月 石井十次先生「帰国途上の所感」の詩碑建立
平成 13年 4月 創業80周年記念「メモリアルクラシックコンサート」開催
(高鍋・宮崎・日向3会場)
平成 13年 6月 80周年記念誌を編纂
平成 13年 10月 高鍋信用金庫ホームページ開設
平成 14年 10月 年金保険窓販業務開始
平成 15年 3月 個人向け国債募集開始
平成 15年 3月 第6回「信用金庫社会貢献賞」において「石井十次」顕彰活動が【会長賞】を受賞
平成 17年 10月 西諸信用金庫と合併し、新生「高鍋信用金庫」がスタート
預金量2,000億円突破
平成 19年 4月 高鍋警察署との間に覚書を締結し、子供たちを守る『こども110番』の活動を開始
(該当店舗：本店・新富支店・木城支店・川南支店・都農支店)
平成 20年 7月 第18回「たかしん九響クラシックコンサート」を日向市にて開催



■郷土の偉人 石井十次

石井十次は1865年(慶応元年)4月11日、宮崎県児湯郡高鍋町に生まれ、「児童福祉の父」と言われ、22歳の若さで孤児救済の事業に着手し、日本で最初に孤児院を創設した人物です。

食べさせるだけでなく、労働を通じて教育をすることが大切であるとの信念のもと、3,000人を超す孤児救済に生涯を捧げました。

1990年に石井十次顕彰会が創設され、毎年、石井十次の精神を承継し、福祉活動に尽力している団体に「石井十次賞」が贈られています。

高鍋信用金庫創業60周年記念事業として『石井十次先生銅像建立』(1981年4月)

■ 業務のご案内

協同組織の地域金融機関として、中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融、情報サービスを提供するため小口多数取引に徹した事業活動を展開しております。当金庫では多様化する地域の皆様のニーズにお応えすべく商品性、サービス内容の充実に日々努めるとともに、「まごころのおつきあい」をモットーに、地域の皆様のニーズに対応できるきめ細かなサービス提供を目指して、地域ごとに得意先担当による出前訪問での総合サービスに努めております。

預金業務

当金庫は皆様の財産を安全かつ、より有利な資金づくりと運用を行っていただくため、各種タイプのご預金を準備しています。生活設計、貯蓄目的にあわせてご利用ください。

特に年金、給与振込指定の普通預金口座については、優遇金利サービスを行っております。

種類	内容と特色	お預入期間	お預入金額
総合口座	1冊の通帳に普通預金・定期預金がセットされ、個人の方に限り、もしもの時には定期預金の90%以内、最高200万円まで自動融資が利用できます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金・公共料金・税金・クレジット等の自動支払などに利用できます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	無利息型の決済用預金です。預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	5段階の金額段階別金利設定があり、普通預金より有利な金利が適用されます。個人の方に限ります。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	小切手、手形などを利用されている会社や、事業をされている方に最適の預金です。事業のお取引に安全で便利です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとめたお金を短期間ムダなくお預けいただく預金です。	7日以上	1万円以上
大口定期預金	1千万円以上のまとめた資金の運用として、1か月～5年以内の期間が自由に選べる、有利な金利の預金です。	1か月～5年	1千万円以上
スーパー定期預金	1千万円未満の資金の運用に便利な預金です。	1か月～5年	100円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金。1年経過すれば1か月前に満期日を指定できます。個人の方のみ利用できます。	1年～3年	100円以上～300万円未満
定期積金	1年以上5年以内を預入期間と定め、毎月一定金額を貯めていく目的積立として満期日に補填備金を加えたものでお受け取りになります。	1年～5年	1,000円以上
一般財形預金	お勤め先の財形制度を通じてご利用になれます。給与やボーナスから天引きされるので、計画的な財産形成に最適、お使いみちは自由です。	3年～	100円以上
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な貯蓄です。60歳を過ぎると年金形式でお受け取りになれます。	5年～	100円以上
財形住宅預金	夢のあるマイホーム取得のための、計画的な貯蓄です。財形年金預金と合わせて、550万円まで非課税特典が利用できます。	5年～	100円以上

※その他の預金商品については得意先係、窓口にてお尋ね下さい。

■ 業務のご案内

融資業務

当金庫では、お客様からお預かりしました預金を、資金を必要とする地域の中小企業や個人の皆様に、割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越という形で、事業資金や住宅資金、消費資金の融資を行っています。

○主なローン

種類	内容と特色
住宅ローン	住宅の新築・建売住宅・中古住宅・土地・マンションの購入資金をご利用下さい。固定金利選択型・5年変動金利型・全期間固定金利型があります。
リフォームプラン	リフォーム(増改築・修繕)資金及びそれに伴う諸費用、リフォームに付随して必要となるインテリア等購入資金としてご利用できます。
エコ住宅ローン	オール電化住宅・太陽光発電住宅・環境配慮型ガス化設備住宅の新築・購入・改築・設備及び借換資金等のご利用の際に優遇金利を適用させていただきます。
フリーローン	旅行、レジャー、電化製品の購入、家具購入など豊かな暮らしづくりのためにご利用下さい。様々なプランの実現にお役に立ちます。
学資ローン(A.C.E)	大切なお子様の教育・進学資金をご利用ください。就学期間中はカードローンとして、卒業後は個人ローンとしてご利用になれます。
教育プラン	ご入学、授業料など学校に納める学費のほか、教材費、下宿費用等にもご利用いただけます。借入金額は500万円以内。1年以上ご返済・完済実績の方にはお得なローンもございます。
カーライフプラン	自家用車(新車・中古車)の購入、車検・修理費用・免許取得費用等をご利用下さい。優良ドライバーには、優遇金利が適用されます。1年以上ご返済・完済実績の方にはお得なローンもございます。
たかしんマイカーローンROUTE2000	新車・中古車を問わず「自動車」の購入費用やカー用品購入等、自動車に関する資金全般をご利用できます。エコカーご購入の際は、優遇金利が適用されます。また、当金庫のホームページより仮審査申込が出来ます。
カードローン	お使いみちはご自由で、担保・保証人も不要で急な出費の時便利です。 また、全国のCD・ATMからカード一枚でご利用できますので、非常に便利です。

※詳細については得意先係、窓口にてお尋ねください。

■商品利用にあたっての留意事項

- 商品により金利が異なります。金利は窓口及びホームページに掲示しております。ご確認下さい。
- 新規に口座を開設する場合や200万円を超える大口現金取引をされる場合など、ご本人確認をさせていただきますので運転免許証・健康保険証等の本人確認資料を提示していただくこととなります。
- 融資は原則として会員のお客様に限られております。700万円以内の小口融資については、会員外のお客様でも広く利用いただけます。(ただし、会員となる資格のある方)
- 高鍋信用金庫営業地区内において、以下の条件等に該当するお客様は1口5千円以上の出資をすることで会員となります。
 - ・常時使用する従業員の数が300人以下、または資本金・出資の総額が9億円以下の法人のお客様
 - ・地区内の「居住者」、「勤労者」、「従業員300人以下の個人事業主」、「法人役員」のお客様



都農支店を新築致しました

為替業務

当金庫では、全国の金融機関への送金、振込、代金取扱いを行っており、数多くのお客様にご利用いただいています。

当金庫の各店舗は、全国信用金庫データ通信システム、全国銀行データ通信システムによる為替網を通じて、全国の信用金庫はもとより銀行等の民間金融機関とオンラインで結ばれており、迅速かつ正確に取り扱っています。外国為替の取扱いに関しては、海外送金をはじめ貿易金融、為替予約等幅広いサービスを、信金中央金庫の機能等を利用する形で対応しており、多くの皆さんにご利用いただいでいます。

手数料一覧

(平成24年3月31日現在)

●内国為替手数料

窓口振込を依頼されるお客様で、視覚・聴覚や身体的機能の障害があつて、「身体障害者手帳」をお持ちになっているATMのご利用が困難な方の窓口振込手数料をATM(カード)振込手数料と同額とします。

(単位:円)

種 別	通 信 種 目 別	他 行 あて		県内信金あて		当金庫本支店あて		同 一 店 内	
		登録済の総合振込	金 額						
窓口振込	電 信	3万円以上	840	787	735	682	525	472	420
		3万円未満	630	577	525	472	315	262	210
	文 書	3万円以上	840		630		472		
		3万円未満	630		472		262		
ATM振込	カ ー ド	3万円以上	420		367		210		0
		3万円未満	262		262		105		0
	現 金	3万円以上	735		630		420		315
		3万円未満	525		420		210		157
	磁気テープ フロッピーディスク	3万円以上	630		577		315		105
		3万円未満	420		367		157		52
	インターネッ ト・モバイル・ テレホン・ファームバンキング	3万円以上	420		367		210		0
		3万円未満	262		262		105		0
	定額自動送金	3万円以上	420		367		210		0
		3万円未満	262		262		105		0

●ATMご利用手数料

(単位:円)

出 金	平 日	土 曜 日			日 曜 ・ 祝 日		
	利 用 時 間 帯	9:00~18:00	18:00~19:00	9:00~14:00	14:00~17:00	17:00~18:00	9:00~17:00
信 用 金 庫 カ ー ド	0	105	0	105	105	105	105
郵便貯金カード	105	210	105	210	—	210	—
他 業 態 カ ー ド	105	210	105	210	—	210	—
提携クレジットカード	0	105	0	105	—	105	—
利 用 時 間 帯	9:00~18:00	18:00~19:00		9:00~18:00		9:00~18:00	
当 金 庫 カ ー ド	0	0		0		0	
利 用 時 間 帯	9:00~18:00	18:00~19:00		9:00~18:00		9:00~18:00	
他 金 庫 カ ー ド	0	105		—		—	
郵便貯金カード	105	210		—		—	

※ATM稼働時間については店舗により異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

●融資関係手数料

(郵送料は実費) (単位:円)

注)① 住 宅 ロ ー ン	注)② 条 件 変 更 手 数 料	一括返済	1年超 3年以内	5,250		
			3年超 5年以内	3,150		
			5年超 7年以内	2,100		
			7年超	1,050		
			期間短縮	3,150		
			期間延長	5,250		
上記以外の条件変更を伴うもの				5,250		
不動産担保事務手数料			営業地区内	10,500		
			営業地区外	21,000		
用紙交付手数料			1枚	10		
			1枚	315		
			1枚	500		
各種証明			継続	210		
			当金庫所定用紙	315		
			当金庫以外用紙	1,050		
			住宅取得控除用残高証明	210		
その他証明			融資予約証明	5,250		
			支払利息証明	210		
確定日付(代理受領・火災保険)			1枚	1,050		

注)①新規実行時、商品によっては
保証会社宛事務取扱手数料が
必要な場合があります。
詳しくは窓口までお問い合わせください。

注)②実行後1年内の一括返済お
よび条件変更是無料とします。

●用紙交付料等

(郵送料は実費) (単位:円)

用紙交 付 料	小切手用紙	署名鑑あり	1冊(50枚綴り)	735
		署名鑑なし	1冊(50枚綴り)	630
		署名鑑あり	1冊(50枚綴り)	840
約束手形用紙	約束手形	署名鑑なし	1冊(50枚綴り)	630
		1冊(25枚綴り)	315	
マル専手形	マル専手形	口座開設	1枚	3,150
		手形用紙	1枚	525
自己宛小切手	自己宛小切手		1枚	525
		預金通帳	1口座	1,050
再発行手数料	再発行	預金証書	1口座	1,050
		出資証券	1枚	1,050
		*キャッシュカード(含借換)	1枚	1,050
		返済予定表	1枚	315
		通帳証書再発行無解約	1枚	0
各種証明	残高証明	継続	1枚	210
		当金庫所定用紙	1枚	315
		当金庫以外用紙	1枚	1,050
		住宅取得控除用残高証明	1枚	210
		融資予約証明	1枚	5,250
その他証明	その他証明	支払利息証明	1枚	210

●外国為替手数料

(単位:円)

外 国 送 金	外貨建送金	依頼人払	7,000	クリーン	外貨建	1,500～
		受取人払	4,500	チェック取立	円貨建	4,000～
外 国 送 金	円貨建送金	依頼人払	9,500～			
		受取人払	7,000～			

●その他各種手数料

(単位:円)

契 約 手 数 料 等	電 話・携 帯 電 話	ホーム・ファームバンキング	月額基本料	1,050
	テレホン・モバイルバンキング	月額基本料	0	
	個 人	月額基本料	0	
	法 人	月額基本料	2,100	
保護預り手数料	契約時		3,150	
	預金証書等	年 額	1,260	
国債等債券(除個人向け)		年 額	1,260	
夜 間 金 庫		基 本 料	12,600	

●窓口両替手数料

(ご利用1回あたり)(単位:円)

株 式 払 入 手 数 料	100万以下	2,625
	5千万未満	料率 0.2625%
	5千万以上	料率 0.2100%
	一般コピー	1枚 15
その他の 手数料	マイクロフィルムコピー	1枚 105
	CDロムコピー	1枚 105
取引履歴		1枚 105
異議申立て手数料		1枚 1,050
通常の開示依頼		1通 1,050
取引明細(2枚目以降)		1枚につき 105
記載項目外「その他」		1通 2,100

※金種を指定しての出金も同様とします。

●両替機利用手数料

(ご利用1回あたり)(単位:円)

お 取 扱 枚 数	手 数 料
	1枚～49枚 無料
	50枚～200枚 210
501枚～1,000枚	420
	630
601枚～800枚	840
	1,050

※両替機設置店のみ

■ サービス機能

サービス機能

テレホンバンキングサービス	給与振込口座の金利優遇サービス
ご家庭や会社、外出先から電話一本(フリーダイヤル)で振込・振替・残高照会・出入金明細照会サービスがご利用いただけます。	高鍋信用金庫の給与振込サービスをご利用いただくと、給与振込をご指定されている普通預金の金利(店頭表示金利)に優遇金利を上乗せいたします。
モバイルバンキングサービス	年金受取指定口座の金利優遇サービス
お手元の携帯電話でどこからでも振込・振替・残高照会・出入金明細照会サービスがご利用いただけます。	高鍋信用金庫の年金自動受取サービスをご利用いただくと、年金振込をご指定されている普通預金の金利(店頭表示金利)に優遇金利を上乗せいたします。
ファームバンキングサービス	デビットカード
ご契約により、会社(自宅)に居ながら振込・振替・残高照会等が出来ますので、経理事務の効率化・省力化に最適です。	「J—D e b i t」の全国の加盟店で、お買い物やお支払の際に現金を用意しておく必要がなく、キャッシュカードがそのままご利用いただけるサービスです。
ATM振込サービス	外貨両替
ATM(現金自動入出金機)の簡単な操作で振込ができる、とっても便利でお得なサービスです。営業時間外でも翌営業日振込の予約が出来ます。	海外旅行にお出かけの際の外貨現金(米ドル)の用意と、帰国後の円貨への両替をお取扱いいたします。
定額自動送金サービス	インターネットバンキングサービス
毎月の家賃振込やお子様への仕送り等のように、毎月または数ヶ月に一度の間隔で一定額を振り込む際にご利用いただけるサービスで、ご指定口座から振り込みます。	お手持ちのパソコンや携帯電話から振込・振替・残高照会などの取引を簡単にご利用いただけます。
自動支払サービス	スポーツ振興くじ(toto)取扱店
電気・ガス・水道・電話・NHK受信料などの公共料金を始め、税金・保険料・県立高校等の校納金などを、ご指定の口座から自動的にお支払いいたします。	スポーツ振興くじ(toto)の当選チケット払戻業務を下記の7店舗で行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ●本店 ●日向支店 ●佐土原支店 ●宮崎北支店 ●西都支店 ●小林支店 ●加久藤支店

高鍋信用金庫クラブ活動ご紹介



バレーボール部



山岳会



卓球部



野球部

■ 不良債権への対応状況

リスク管理債権の状況 [リスク管理債権の保全状況]

(単位:百万円、%)

	平成22年度				平成23年度			
	残 高	保 全 状 況			残 高	保 全 状 況		
		担保・保証	貸倒引当金	計		担保・保証	貸倒引当金	計
破綻先債権	180	135	45	180	123	80	42	123
延滞債権	10,095	4,520	4,796	9,316	9,300	4,093	4,746	8,840
3か月以上延滞債権	83	61	6	68	23	14	2	16
貸出条件緩和債権	614	272	47	319	544	339	45	384
計	10,974	4,989	4,894	9,884	9,991	4,528	4,837	9,365
不良債権比率	11.25%	保全率 90.07%			10.53%	保全率 93.73%		
非開示債権	86,605				84,876			
債権額計	97,580				94,868			

(注)単位未満切り捨てのため合計が一致しない欄があります。

■用語の説明

☆「破綻先債権」とは元本回収が不可能となる蓋然性が高い債権、すなわち近い将来において償却するに至る可能性の高い債権をいい、具体的には、下記のいずれかに該当する債務者に対する貸出金が対象となっています。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- ☆「延滞債権」とは将来において償却すべき債権になる可能性のある債権をいい、具体的には未収利息不計上貸出金のうち上記破綻先債権と金利棚上げ債権を控除した貸出金です。
- ☆「3か月以上延滞債権」とは元金・利息の支払約定日の翌日から3か月以上延滞している破綻先債権・延滞債権を控除した貸出金をいいます。
- ☆「貸出条件緩和債権」とは債務者の再建・支援を図ることを目的として債務者に有利となる条件の改定等を行った債権のうち破綻先債権・延滞債権・3か月以上の延滞債権を控除した貸出金で次のいずれか又はその組み合わせであるが、これにかかわらず上記定義に当てはまる貸出金全てを開示しました。
- ①金利減免等債権 ②金利支払猶予債権 ③経営支援先に対する債権 ④元金返済猶予債権
 - ⑤一部債権放棄を実施した債権 ⑥代物弁済を受けた債権 ⑦債務者の株式を受け入れた債権

金融再生法開示債権額 [金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況]

(単位:百万円、%)

	平成22年度				平成23年度			
	総与信額	保 全 状 況			総与信額	保 全 状 況		
		担保・保証	貸倒引当金	計		担保・保証	貸倒引当金	計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,013	1,982	4,031	6,013	5,107	1,653	3,454	5,107
危険債権	4,402	2,758	846	3,605	4,432	2,564	1,390	3,955
要管理債権	698	334	53	387	568	334	47	381
計	11,114	5,074	4,931	10,006	10,108	4,552	4,892	9,444
不良債権比率	11.21%	保全率 90.04%			10.51%	保全率 93.43%		
正常債権	88,043				86,081			
債権額計	99,157				96,189			

(注)単位未満切捨てのため合計が一致しない欄があります。

- 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産・会社更生・再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下破産更生債権等といいます)です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■ 内部統制の強化に向けて

近年、よく耳にする言葉に「内部統制」という言葉があります。

内部統制とは「組織内部で法律違反や不正な行為が行われたり、ミスやエラーが発生したりすることを防ぎ、健全な組織活動を維持していくための仕組み」であると解されます。

そして、この仕組みを有効に機能させるためには、予め定められた適切なルールや基準、手続きに従ってすべての業務が正しく遂行されることが必要であり、各種業務のリスクを洗い出したうえで、内部統制の整備状況や運用状況を継続的に監視及び評価していくことが重要なこととなります。

当金庫におきましては、平成20年3月に「内部管理基本方針」及び各カテゴリーのリスク管理基本方針を制定し、この基本方針に基づき業務の適切性の確保を目指し取り組んでおります。

内部管理基本方針

当金庫の業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、「内部管理基本方針」を次の通り定めております。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 理事会及び常勤理事会は、法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「高鍋信用金庫行動綱領」とこれに基づく「法令等遵守方針」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」「不祥事件の取扱に関する要領」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。また、反社会的勢力に対する基本方針や対応に関する要領等を定め、反社会的勢力による被害を防止するための態勢を構築する。
- ② 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに、各業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。
また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- ③ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 理事の職務の執行に係る情報については、文書(電磁的記録を含む。)の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書取扱規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- ② 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
- ② 当金庫全体のリスクを一元的に管理する部門(以下、「リスク管理部門」という。)及びリスクカテゴリー毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。
また、統合的リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
- ③ リスク統括部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常勤理事会及び理事会に速やかに報告する。
- ④ 内部監査部門は、統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程(及び同付議基準)」及び「常勤理事会規程(及び同付議基準)」に定める。
- ② 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- ③ 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢にかかる基本方針等を定め、より具体的な対応は常勤理事会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。

5. 職員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 理事会や常勤理事会が定めたコンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラム、その他コンプライアンス態勢に係る規程を、法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
- ② 部店長をコンプライアンス責任者とする。また、全部店に配置したコンプライアンス担当者は、日常業務の中でコンプライアンスの徹底を図るとともに、その状況をモニタリングする。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- ① 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、内部監査部門の職員を、監事を補助すべき職員として指名することができる。
- ② 監事を補助すべき職員の配置に当たっては、キャリア等を十分に考慮した配置とする。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- ① 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないことをする。
- ② 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることがある。

8. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- ① 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - (1)理事会及び常勤理事会で決議された事項
 - (2)当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (3)経営状況に関する重要な事項
 - (4)内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (5)重大な法令・定款違反
 - (6)公益通報の状況及び内容
 - (7)その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
- ③ 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めるものとする。

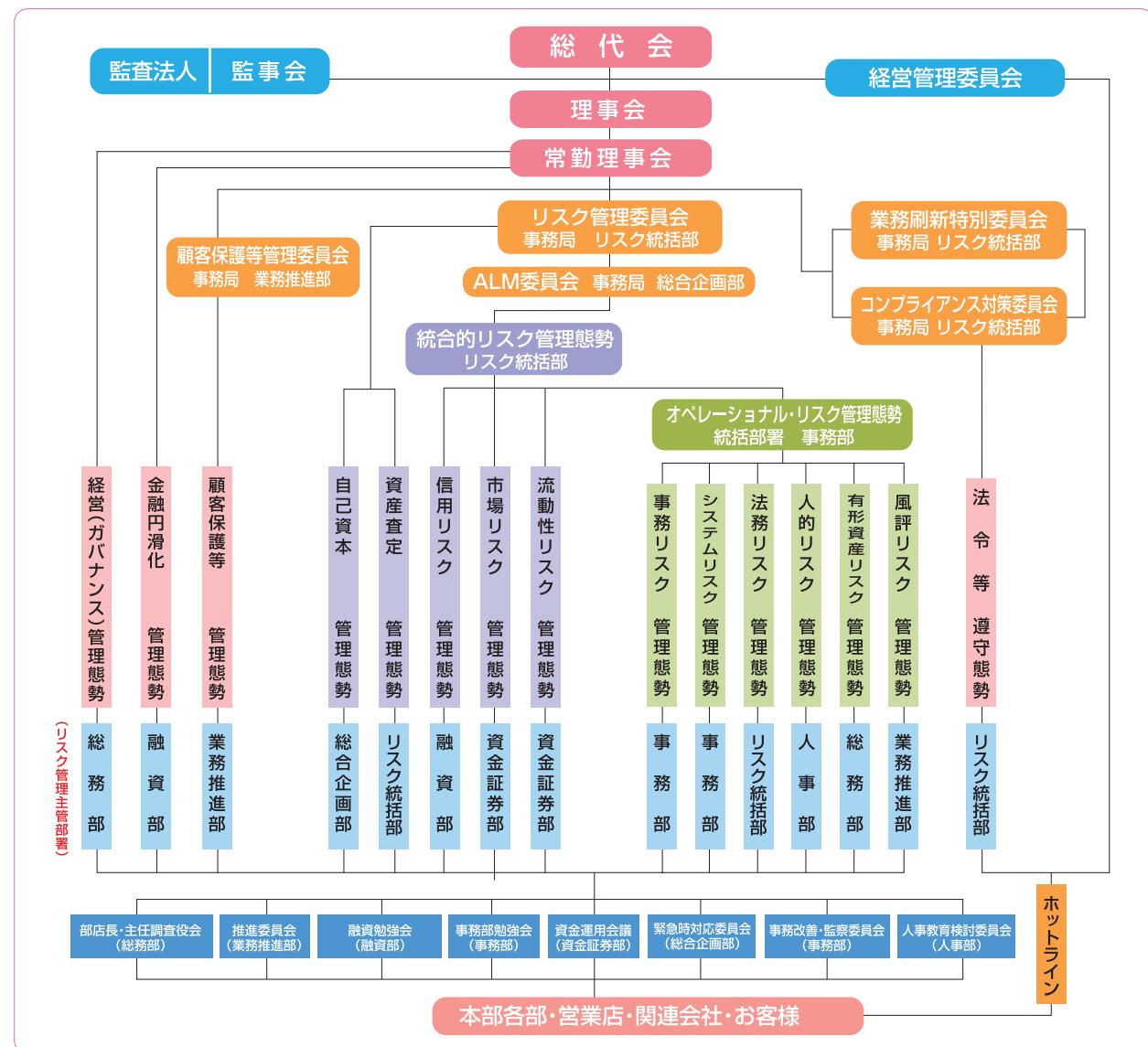
9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換会を行う等、適正な監査の実施に努める。
- ② 代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
- ③ 監事が独自に意見形成するために、弁護士・公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

10. 当該金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- ① 当金庫の子会社・関連会社等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当金庫の関係部署が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
- ② 当金庫と当金庫の子会社・関連会社等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レンゲス・ルール^(注)の遵守の観点から、適切なものとなるようコンプライアンス統括部門や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
- ③ 監事及び内部監査部門は、当金庫の子会社・関連会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行う。また、監査の対象とできない当金庫の子会社・関連会社等の業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象とする。

■ 内部統制に基づくリスク管理体制



各リスクカテゴリーの基本方針

金融円滑化管理方針

「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいいます。

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

法令等遵守方針

法令のほか、金庫内の諸ルール、確立された社会規範を含むルール等の遵守の徹底が金融機関としての信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠であることを十分に認識するとともに、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行い、法令等遵守態勢の整備・確立に取り組んでいきます。

統合的リスク管理方針

「統合的リスク管理」とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスクカテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、統合的リスク管理の徹底が経営基盤を強固なものにすることを強く認識し、統合的リスク管理を経営上の重要課題と位置付け、全ての役職員が一丸となって、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、統合的リスク管理態勢の整備に積極的に取り組んでいきます。

■顧客保護等管理方針

顧客保護等管理に関する法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な活動を遂行し、お客様からのご相談や苦情等については、公正・迅速・誠実な対応によりご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的に取り組んでいきます。

■自己資本管理方針

「自己資本管理」とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいいます。

当金庫は、自己資本に関する諸施策の実施、自己資本の評価及び正確な自己資本比率の算定を行い、健全性及び適切性を確保することを目的とした自己資本管理態勢を構築していきます。

■流動性リスク管理方針

「流動性リスク」には、「市場流動性リスク」及び「資金繰りリスク」があります。

「市場流動性リスク」とは、市場の混乱等により市場において取引ができない場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

「資金繰りリスク」とは、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

■信用リスク管理方針

「信用リスク」とは信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。このうち、特に海外向け信用供与について、与信先の属する国外の外貨事情や政治・経済情報等により金融機関が損失を被るリスクを、カントリーリスクといいます。

当金庫は、自己査定の債務者区分及び分類結果、信用格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させ、信用リスク管理態勢を構築することで健全性及び適切性を確保していきます。

■市場リスク管理方針

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、市場リスクに関する組織、事務分掌及び職務権限等を基本とした市場リスク管理態勢を構築することで健全性及び適切性を確保していきます。

■オペレーション・リスク管理方針

「オペレーション・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動、若しくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

(1)事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

(2)システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が被るリスク、及びコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が被るリスクをいいます。

(3)法務リスク

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切な営業慣習等から生じ、当金庫が被るリスク(損失・損害)をいいます。

(4)人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じ当金庫が被るリスク(損失・損害)をいいます。

(5)有形資産リスク

有形資産リスクとは、当金庫が災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等をいいます。

(6)風評リスク

風評リスクとは、当金庫の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるリスク(損失・損害)をいいます。

当金庫は、オペレーション・リスクに関する組織、事務分掌及び職務権限等を定め、総合的なオペレーション・リスク管理態勢を構築することにより、健全性の確保、収益性の向上を図っていきます。

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	97

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」77百万円、「賞与」一百万円、「退職慰労金」20百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成23年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

顧客保護等管理態勢

当金庫は、顧客の保護及び利便性の向上の重要性を十分に認識し、顧客保護等の現状を的確に把握し、適正な顧客保護等管理態勢の整備・確立に向けていくための方針等を定め、顧客保護等管理の統括部署を業務推進部とし、①顧客説明管理、②顧客サポート等管理、③顧客情報管理、④外部委託管理、⑤利益相反管理についての各要領を定め、組織全体への周知徹底を図ることで、適切な顧客保護を行う管理態勢を採っております。

①顧客説明管理態勢

当金庫は、取引や商品をお客様に販売する際に、その内容やリスク等の重要事項について、お客様が十分に理解できる分かりやすい説明に努めています。また、リスク等を伴う商品については、お客様の知識、経験、財産の状況、取引条件等に応じた、重要事項について適切な説明を行っています。

顧客説明管理責任者を業務推進部長とし、その役割として、①理事会への報告・承認及び指示事項に対しての顧客説明管理担当者への指示、②顧客説明管理担当者からの報告・聴取及び顧客説明管理担当者への助言・指導。③顧客に対して商品説明を行う者に対して、規程・要領・マニュアル等の周知徹底のための研修を行う、としています。

顧客説明管理担当者は、各部店の長とし、顧客説明を行う者への助言・指導をする、としています。

【金融商品販売に係る勧誘方針】

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。
6. 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務』及び『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

②顧客サポート等管理態勢

当金庫は、お客様からの問合せ、相談・要望及び苦情に対し、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益の保護に努めています。そのため、「顧客サポート等管理要領」を定め、組織体制として、顧客サポート等主管部署をリスク統括部コンプライアンスグループとしています。リスク統括部コンプライアンスグループは、顧客サポート等に関する事項を一元的に統括・管理しており、リスク統括部長を顧客サポート等管理責任者として、①コンプライアンス対策委員会への報告、②理事会への報告・承認及び指示事項に対しての顧客サポート等管理担当者への指示、③顧客サポート等管理担当者からの報告・聴取及び顧客サポート等管理担当者への助言・指導を行っております。また、顧客サポート等管理担当者は、各部店の長とされています。

③顧客情報管理態勢

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、平成17年4月1日から施行された、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

④外部委託管理態勢

当金庫が行う業務を外部業者に委託する場合には、お客様の情報等の適切な管理が行われるよう、総務部長を外部委託管理責任者とし、外部委託業務に関する事項を一元的に統括・管理する体制としています。外部委託管理担当者を各部の長とし、外部委託管理担当者は外部委託先の選定にあたって、信用情報・技術力・研修態勢・機密保護及び安全管理措置の実施状況・問題発生時の対応力等について事前に調査を行い、外部委託管理責任者が選定し決定することとしています。また、外部委託管理担当者は、外部委託契約の締結、外部委託先に対するモニタリングの実施、外部委託先の業務に関する相談・苦情処理態勢の構築、外部委託先の業務のバックアップ体制の構築、外部委託契約の変更・解除等、顧客情報保護措置、評価・改善活動を行うことを役割としています。

⑤利益相反管理態勢

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理するための方針を定め、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させることに努めます。

■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

（1）個人情報の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要からお客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報・金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際に投資に関する知識・ご経験・資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
 - 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
 - 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - その他一般に公開されている情報等から取得しています。

（2）個人情報の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

（利用目的）

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受け付けのため
- 法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いただきます。
以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記のお問い合わせ先までお申し出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

クッキーについて

当金庫のHPでは一部クッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

（クッキーとは）

クッキーとはお客様がウェブサイトにアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができる原因是設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取り扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報の取り扱いに関するご質問・苦情の申立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

高鍋信用金庫 リスク統括部コンプライアンスグループ

住 所：〒884-8666 児湯郡高鍋町大字高鍋町673

電話番号：0983-22-2222 FAX：0983-22-0822

■ コンプライアンス

法令等遵守の体制

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈されます。それは法令や社会的規範・規則を誠実に守り、社会倫理に反しない営業活動を行うことです。

当金庫では、「高鍋信用金庫行動綱領」に基づき法令遵守のための、「高鍋信用金庫の行動基準」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・チェックリスト」を作成し、意識高揚を図ると共に、外部講師を招聘して計画的な研修を実施しております。また、毎年事業計画として「コンプライアンス・プログラム」を作成しており、この計画を実践・推進する専門の担当部署を設けております。その他に、コンプライアンス対策委員会を設置し、諸規定・事務取扱い要領の整備・周知、コンプライアンスに係る諸問題等を審議する委員会を定期的に開催しております。

内部監查体制

- 当金庫では、監査手法に基づき内部管理態勢等の評価・問題点の改善方法の提言まで行う必要から改善提案型監査態勢としております。監査は、金庫の「リスク管理規程」に基づき、当金庫のリスク管理の実効性について、公平・公正な客観的見地から金庫業務のすべてにおける内部管理態勢(リスク管理体制を含む)の適切性、有効性を検証し、その結果に基づく内部管理態勢等の評価及び問題点の改善提言を通じて金庫の健全性の確保と経営効率の向上を図り、金庫の発展に寄与することを目的として行っております。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ① 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
 - ② 反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
 - ③ 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
 - ④ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
 - ⑤ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

金融ADR制度への対応

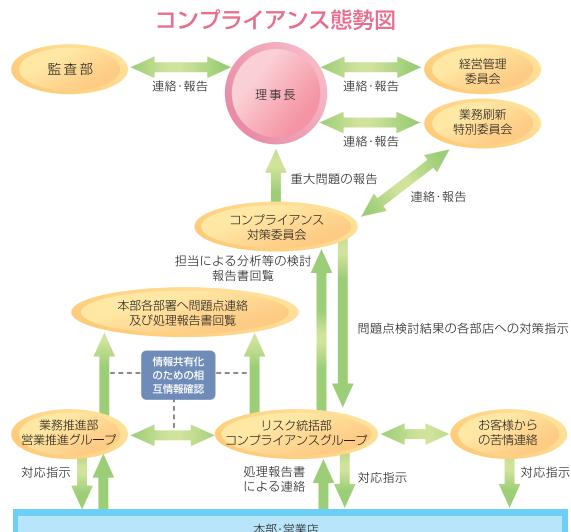
[苦情处理措置]

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は47ページ参照)またはリスク統括部コンプライアンスグループ(電話:0983-22-2222)にお申し出ください。

「紛爭解決措置」

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記リスク統括部コンプライアンスグループまたは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、所在地域以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク統括部コンプライアンスグループ」にお尋ねください。



| 経営管理委員会

高鍋信用金庫の法令等遵守態勢の整備や不祥事件の未然防止策及び適正な業務運営のため、業務進捗状況の検証や職員からの個別事案(ホットライン)への対応等について審議、助言等を理事会に提言して、金庫経営の透明性を確保し、適格なリスク管理を実施するとともに、内部事務管理の重要性を認識した責任ある経営態勢の確立を図ることを目的としています。

■業務刷新特別委員会

業務刷新特別委員会は、金庫の透明性を確保するため経営管理委員会の提言を受け、法令等遵守態勢の整備や不祥事件の未然防止策及び適正な業務運営、信頼回復に向けた経営が着実に遂行されることを確認するとともに、必要な措置を講じることを目的としています。

全役職員が法令等遵守の重要性を再認識するため、名札に「私は法令等を遵守します」の意識を表明することで組織全体に法令等遵守の重要性を浸透させ、意識の醸成・徹底を図ってまいります。

■ 信金中央金庫～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立され、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

また、「信用金庫業界の中央金融機関としての役割」「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

■ 信用金庫の中央金融機関としての役割

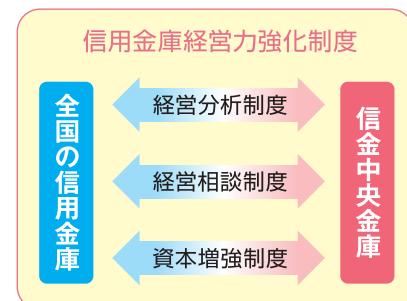
■ 信用金庫の資金需給の調整、余裕資金の効率運用

■ 信用金庫の業務機能の補完

- 信用金庫取引先の海外進出支援
- 融資業務・国際業務(外国為替業務等)
- 資金・為替の集中決済業務

■ 信用金庫業界の信用力の維持・向上

- 業界セーフティネットの運営(信用金庫経営力強化制度・信用金庫相互援助資金制度)
- 信用金庫のシンクタンク・コンサルタント・ホームドクターとしての役割
(経営相談、ALM支援、有価証券ポートフォリオ分析、情報提供等)



■ 個別金融機関としての役割

■ 本邦有数の機関投資家

- 30兆円にのぼる巨額の資産、優先出資は東京証券取引所に上場、4つの外部格付機関から格付けを取得

■ 総合的金融服务提供機関

- 金融機関の本来業務(預貸金業務、金融債発行業務、為替業務)
- 金融機関の付随業務(公共債の引受け、私募債の取扱い、金銭債権の取得・譲渡、デリバティブ取引、個人ローン保証等)
- 金融機関の周辺業務(信託、証券、投資顧問、投資信託、確定拠出年金、ベンチャーキャピタル、M&A仲介等)

■ 地域密着型金融機関

- 融資業務(地方公共団体融資、地域開発金融、PFI、地元企業融資、代理貸付等)

地域経済のパートナー [信用金庫]

- 預金残高……………122兆円
- 巨大なネットワーク……全国271金庫、7,535店舗
- Face to Faceの事業展開…役職員数11万5千人
- 多数の出資者……………931万人

※上記計数(速報)は平成24年3月末現在

信用金庫のセントラルバンク [信金中金]

- 総資産……………30兆円
- 高い連結自己資本比率(国内基準)……32.43%
- 低い不良債権比率
(=リスク管理債権/貸出金)……………0.68%
- 外部格付……………AA(格付機関JCR)

※上記計数(速報)は平成24年3月末現在
※外部格付は平成24年5月末現在

信金中金グループ (平成24年3月末現在)							
(株)しんきん 信託銀行	しんきん証券(株)	信金インター ナショナル(株)	しんきんアセット マネジメント投信(株)	信金 ギャランティ(株)	信金 キャピタル(株)	(株)しんきん情報 システムセンター	信金中金 ビジネス(株)
・信託業務 特定金銭信託 金銭債権信託 投資信託 ファンドトラスト	・有価証券の売買 業務 ・引受業務 ・仲介業務	・ユーロ市場に おける債券の 売買業務 ・引受業務 ・仲介業務	・投資顧問業務	・投資信託業務 ・資本金2億円 (100%出資)	・信用金庫の 消費者ローンに かかる保証業務 ・M&A仲介業務	・電子計算機に よるデータ処理 の受託業務 ・コンピュータ システム開発業務 ・資本金45億円 (50.7%出資)	・信金中金の 事務処理受託 ・資本金70百万円 (100%出資)
・銀行業務	・資本金200億円 (100%出資)	・資本金30百万ユーロ (100%出資)	・ロンドンの証券 現地法人	・資本金10億円 (100%出資) ※0.8%は子会社に による間接所有	・企業経営に関する コンサルティング業務 ・資本金490百万円 (100%出資)		
・資本金100億円 (100%出資)							

資料編

TAKANABE SHINKIN BANK

DISCLOSURE 2012

二、山脈の緑
ふかく
自百合の香
あふれる高鍋
誠実の詩
ほがらかに
幸の
手をつなぎ
弛みなく
励み行く
あわれらが
信用金庫

三、文教の泉
きよく
伝統の誉
かがやく高鍋
開拓の道
ひとすじに
若き生命を
謳い
限りなく
栄え行く
ああわれらが
信用金庫

高鍋信用金庫の歌

会計監査人による外部監査

当金庫は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による平成23年4月1日から平成24年3月31までの第90期事業年度の決算に関する業務報告書(会計に関する部分に限る)、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び附属明細書(会計に関する部分に限る)について会計監査を受け、法令及び定款に従い、金庫の状況を正しく示している旨の監査報告をいただいております。

財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

平成23年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成24年6月26日

高鍋信用金庫 理事長 池部文仁

■直近2事業年度における事業の状況

主要な業務の状況を示す指標

[業務粗利益及び業務粗利益率]

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度
資金運用収支	4,731,356	4,340,841
資金運用収益	5,151,440	4,619,519
資金調達費用	420,083	278,678
役務取引等収支	△201,101	△182,754
役務取引等収益	430,940	409,845
役務取引等費用	632,042	592,599
その他の業務収支	△32,331	387,157
その他業務収益	229,093	509,252
その他業務費用	261,424	122,095
業務粗利益	4,497,922	4,545,243
業務粗利益率	1.91	1.94

*「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成22年度2,159千円、平成23年度1,375千円)を控除して表示しております。

*業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

*国内業務部門と国際業務部門の区別はありません。

[資金運用勘定・調達勘定の平均残高]

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回(%)	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
資金運用勘定	234,829	233,363	5,151,440	4,619,519	2.19	1.97
うち貸出金	99,026	95,377	3,536,052	3,305,649	3.57	3.46
うち預け金	64,589	65,905	491,635	311,306	0.76	0.47
うち有価証券	70,438	71,306	1,106,512	983,090	1.57	1.37
資金調達勘定	226,137	224,815	420,083	278,678	0.18	0.12
うち預金積金	227,169	225,801	418,237	276,429	0.18	0.12
うち借用金	1	—	—	—	—	—

*資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成22年度119百万円、平成23年度98百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成22年度1,199百万円、平成23年度1,146百万円)及び利息(平成22年度2,159千円、平成23年度1,375千円)を、それぞれ控除して表示しております。

*国内業務部門と国際業務部門の区別はありません。

[利鞘]

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
資金運用利回	2.19	1.97
資金調達原価率	1.80	1.64
総資金利鞘	0.39	0.33

[受取利息及び支払利息の増減]

(単位:千円)

	平成22年度			平成23年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△18,538	△370,407	△388,945	△102,108	△432,046	△534,154
うち貸出金	△37,354	△228,912	△266,266	△125,487	△104,916	△230,403
うち預け金	29,817	△125,283	△95,466	10,177	△190,506	△180,329
うち有価証券	△11,001	△16,212	△27,213	13,202	△136,624	△123,422
支払利息	2,676	△209,837	△207,161	△2,517	△139,291	△141,808
うち預金積金	2,676	△209,837	△207,161	△2,517	△139,291	△141,808
うち借用金	—	—	—	—	—	—

*残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

*国内業務部門と国際業務部門の区別はありません。

[総資産利益率]

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	0.22	0.25
総資産当期純利益率	0.12	0.19

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

預金に関する指標

〔預金科目別期中平残及び残高〕

(単位:百万円)

	平成23年3月末日			平成24年3月末日		
	期中平残	残 高	残高構成比%	期中平残	残 高	残高構成比%
預 金 ・ 積 金	227,169	222,115	100.00	225,801	220,735	100.00
当 座 預 金	351	364	0.16	345	460	0.20
普 通 預 金	82,319	80,828	36.39	86,231	84,778	38.40
貯 蓄 預 金	102	98	0.04	101	82	0.03
通 知 預 金	4	1	0.00	0	0	0.00
別 段 預 金	655	1,631	0.73	715	919	0.41
納 税 準 備 預 金	7	6	0.00	5	6	0.00
流 動 性 預 金 計	83,439	82,931	37.33	87,399	86,247	39.07
定 期 預 金	135,552	131,336	59.12	130,935	127,182	57.61
(うち固定金利預金)	(135,512)	(131,300)	(-)	(130,902)	(127,157)	(-)
(うち変動金利定期預金)	(40)	(36)	(-)	(32)	(25)	(-)
定 期 積 金	8,177	7,848	3.53	7,467	7,304	3.30
定 期 性 預 金 計	143,729	139,184	62.66	138,402	134,487	60.92

(注)譲渡性預金は期中平残・残高ともありません。

〔預金者別残高及び構成〕

(単位:百万円)

	平成23年3月末日		平成24年3月末日	
	残 高	構成比%	残 高	構成比%
個 人	187,133	84.25	184,265	83.48
一 般 法 人	21,835	9.83	22,537	10.21
金 融 機 関	276	0.12	196	0.09
公 金	12,870	5.79	13,736	6.22
合 計	222,115	100.00	220,735	100.00

(注)譲渡性預金は含んでおりません。

〔会員及び会員外の預金残高〕

(単位:百万円)

会 員	残 高	平成23年3月末日	平成24年3月末日
	構 成 比 %		
会 員 外	残 高	165,932	165,381
	構 成 比 %	74.70	74.92

(注)譲渡性預金は含んでおりません。

〔財形貯蓄残高〕

(単位:千円)

	平成23年3月末日	平成24年3月末日
一 般 財 形	123,224	123,753
財 形 年 金	1,592	1,736
住 宅 財 形	1,397	1,463
計	126,213	126,953



富田浜のルピナス(新富町)

直近2事業年度における事業の状況

貸出金等に関する指標

〔貸出金平均残高〕

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
手形貸付	3,702	2,879
証書貸付	84,761	82,227
当座貸越	10,219	10,034
割引手形	343	236
合計	99,026	95,377

〔貸出金残高〕

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
貸出金	97,580	94,868
変動金利	32,848	29,502
固定金利	64,731	65,365

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔貸出金の担保別内訳〕

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
当金庫預金積金	1,467	1,280
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	26,444	23,766
その他	—	—
計	27,911	25,046
信用保証協会・信用保険	18,790	19,363
保証	20,448	20,994
信用	30,429	29,463
合計	97,580	94,868

〔債務保証見返の担保別内訳〕

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	1,191	979
その他	—	—
計	1,191	979
信用保証協会・信用保険	23	18
保証	0	0
信用	146	122
合計	1,361	1,121

〔貸出金使途別残高〕

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	残高	構成比%	残高	構成比%
設備資金	51,357	52.63	50,928	53.68
運転資金	46,222	47.36	43,939	46.31
貸出金計	97,580	100.00	94,868	100.00

〔貸出金業種別内訳〕

(単位:百万円)

業種区分	平成22年度			平成23年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	159	2,241	2.29	162	2,029	2.13
農業、林業	179	851	0.87	168	730	0.76
漁業	29	1,338	1.37	24	1,206	1.27
鉱業、採石業、砂利採取業	3	142	0.14	3	98	0.10
建設業	477	3,556	3.64	455	3,266	3.44
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	1	0	0.00
情報通信業	4	32	0.03	4	22	0.02
輸送業、郵便業	49	662	0.67	46	509	0.53
卸売業、小売業	439	4,234	4.33	434	3,637	3.83
金融業、保険業	20	2,956	3.02	20	2,796	2.94
不動産業	181	12,133	12.43	176	10,631	11.20
物品賃貸業	5	395	0.40	5	331	0.34
学術研究、専門、技術サービス業	15	103	0.10	15	100	0.10
宿泊業	24	2,464	2.52	24	2,190	2.30
飲食業	241	1,412	1.44	228	1,509	1.59
生活関連サービス業、娯楽業	141	2,370	2.42	133	2,144	2.25
教育、学習支援業	7	89	0.09	6	77	0.08
医療、福祉	49	1,764	1.80	49	1,506	1.58
その他サービス	273	2,530	2.59	271	2,459	2.59
小計	2,295	39,281	40.25	2,224	35,250	37.15
地方公共団体	22	11,207	11.48	20	12,932	13.63
個人(住宅、消費、納税資金等)	29,114	47,090	48.25	28,551	46,684	49.20
合計	31,431	97,580	100.00	30,795	94,868	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

〔預貸率〕

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
期末預貸率	43.93	42.97
期中平均預貸率	43.59	42.23

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

〔会員及び会員外貸出状況〕

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	残高	構成比%	残高	構成比%
会員	73,920	75.75	69,171	72.91
会員外	23,659	24.24	25,696	27.08
貸出金計	97,580	100.00	94,868	100.00

有価証券に関する指標

〔商品有価証券〕

所有しておりません。

〔有価証券の種類別残高〕

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
国債	14,383	15,794
地方債	7,111	8,438
短期社債	—	—
社債	28,155	27,833
株式	1,705	1,587
外国証券	14,455	13,779
その他の証券	3,874	3,587
合計	69,685	71,021

〔有価証券の種類別平均残高〕

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
国債	12,621	14,941
地方債	7,244	7,119
短期社債	—	—
社債	28,384	27,714
株式	2,214	1,983
外国証券	14,711	14,896
その他の証券	5,262	4,650
合計	70,438	71,306

〔有価証券の残存期間別残高〕 平成22年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	10	500	1,501	6,802	5,087	—	13,901
地方債	1,771	423	1,223	1,059	2,321	202	—	7,001
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	4,232	6,893	8,813	4,139	2,741	986	—	27,807
株式	—	—	—	—	—	—	2,012	2,012
外国証券	1,900	3,405	1,147	1	2,113	6,189	—	14,757
その他の証券	90	354	926	653	220	—	2,499	4,745

〔有価証券の残存期間別残高〕 平成23年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	10	500	0	1,999	9,806	2,799	—	15,115
地方債	370	488	1,319	1,461	3,690	901	—	8,232
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,533	6,868	7,813	4,374	4,839	982	—	27,411
株式	—	—	—	—	—	—	1,746	1,746
外国証券	1,306	2,595	1,746	854	1,556	6,032	—	14,092
その他の証券	—	301	888	765	150	—	2,239	4,345

〔預証率〕

(単位:%)

	平成22年度	平成23年度
期末預証率	31.37	32.17
期中平均預証率	31.00	31.57

(注) 1. 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

その他業務

〔預かり資産残高推移〕

(単位:百万円)

残高	平成23年3月	平成23年9月	平成24年3月
個人向け国債	17,220	15,605	14,719
長期国債	104	104	93
ミニ公募債	535	532	482
個人年金保険	3,095	4,146	5,186
一時払い終身保険			
投資信託	832	727	790
合計	21,787	21,115	21,271

■直近2事業年度における財産の状況

〈単体〉
〔貸借対照表〕

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	平成22年度 平成23年3月31日	平成23年度 平成24年3月31日		平成22年度 平成23年3月31日	平成23年度 平成24年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,861	3,359	預金積金	222,115	220,735
預け金	61,282	61,611	当座預金	364	460
買入手形	—	—	普通預金	80,828	84,778
コールローン	—	—	貯蓄預金	98	82
買現先勘定	—	—	通知預金	1	0
債券貸借取引支払保証金	—	—	定期預金	131,336	127,182
買入金銭債権	—	—	定期積金	7,848	7,304
金銭の信託	1,145	1,144	その他の預金	1,637	926
商品有価証券	—	—	譲渡性預金	—	—
有価証券	69,685	71,021	借用金	—	—
国債	14,383	15,794	借入金	—	—
地方債	7,111	8,438	債券貸借取引受入担保金	—	—
短期社債	—	—	コマーシャル・ペーパー	—	—
社債	28,155	27,833	外国為替	—	—
株式	1,705	1,587	その他負債	1,099	907
その他の証券	18,329	17,367	未決済為替借	41	74
貸出金	97,580	94,868	未払費用	654	449
割引手形	269	266	給付補填備金	13	11
手形貸付	3,484	2,843	未払法人税等	9	9
証書貸付	83,532	81,622	前受収益	79	65
当座貸越	10,292	10,135	払戻未済金	4	5
外国為替	—	—	職員預り金	107	112
その他資産	1,873	1,661	リース債務	53	39
未決済為替貸	31	48	その他の負債	135	139
信金中金出資金	774	774	賞与引当金	119	112
前払費用	147	224	役員賞与引当金	—	—
未収収益	813	573	退職給付引当金	—	—
その他の資産	105	41	役員退職慰労引当金	73	65
有形固定資産	2,353	2,404	睡眠預金払戻損失引当金	69	58
建物	752	803	偶発損失引当金	19	16
土地	1,492	1,477	繰延税金負債	—	—
リース資産	23	17	再評価に係る繰延税金負債	41	33
建設仮勘定	—	1	債務保証	1,361	1,121
その他の有形固定資産	85	104	負債の部合計	224,900	223,052
無形固定資産	71	57	(純資産の部)		
ソフトウェア	35	30	出資金	2,303	2,295
のれん	—	—	普通出資金	2,303	2,295
リース資産	25	17	優先出資金	—	—
その他の無形固定資産	10	10	優先出資申込証拠金	—	—
繰延税金資産	600	308	資本剰余金	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	利益剰余金	6,489	6,913
債務保証見返	1,361	1,121	利益準備金	900	950
貸倒引当金	△5,632	△5,237	その他利益剰余金	5,589	5,963
(うち個別貸倒引当金)	(△4,878)	△4,844	特別積立金	5,000	5,200
			(経常強化準備積立金)	(800)	(1,000)
			当期末処分剰余金	589	763
			当期末処理損失金	—	—
			処分未済持分	△39	△54
			自己優先出資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	8,753	9,154
			その他有価証券評価差額金	△539	55
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	66	60
			評価・換算差額等合計	△473	115
資産の部合計	233,181	232,322	純資産の部合計	8,280	9,270
			負債及び純資産の部合計	233,181	232,322

<貸借対照表の注記>

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社、子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	20年～47年
その他	3年～20年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、4,150百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務

その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生の翌事業年度から）損益処理

なお、当金庫は前払年金費用に220百万円計上しています。

11. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しております、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)

年金資産の額	1,358,815百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,630,641百万円
差引額	△271,826百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成23年3月31日現在)

0.2736%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10か月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金132百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算出されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

15. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権は7百万円であります。なお金銭債務はありません。

18. 子会社等の株式又は出資金の総額は、4百万円であります。

19. 子会社等に対する金銭債務総額は、20百万円であります。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は、2,884百万円であります。

直近2事業年度における財産の状況

21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は123百万円、延滞債権額は9,300百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は23百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は544百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,991百万円であります。
なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は241百万円であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は266百万円であります。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 有価証券300百万円
担保資産に対応する債務 別段預金128百万円（国庫金等の預り）
上記のほか、為替決済の取引の担保として、6,000百万円（信金中金定期預金）、収納取扱担保として1百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は4百万円であります。
29. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日（旧西諸信用金庫）
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）
第2条第1号に定める方法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額93百万円
30. 出資1口当たりの純資産額は、206円87銭であります。
31. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、リスク統括部資産査定グループがチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。
このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 資金証券部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち株式（時価のあるもの）、債券、投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRはヒストリカル・シミュレーション法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間240営業日）により算出しており、平成24年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で886百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金（*1）	61,611	62,042	430
(2)有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	8,756	8,114	△642
その他有価証券	62,191	62,191	—
(3)貸出金（*1）	94,868		
貸倒引当金（*2）	△5,174		
	89,693	93,250	3,557
金融資産計	222,251	225,597	3,346
(1)預金積金（*1）	220,735	220,867	132
金融負債計	220,735	220,867	132

（*1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、スワップ）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33.から34.に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、スワップ）で割り引いた価額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、スワップ）を用いております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	4
非上場株式（*1）（*3）	23
組合出資金（*2）	50
合 計	77

（*1）子会社・子法人等株式については、重要性が低いため、その他資産に含めております。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（*3）当会計年度において、1百万円減損処理を行っております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*1）	23,401	31,403	—	—
有価証券	4,220	22,521	29,497	10,716
満期保有目的の債券	465	224	1,974	6,091
その他有価証券のうち満期があるもの	3,755	22,296	27,522	4,624
貸出金（*2）	16,436	28,299	16,776	17,633
合 計	44,058	82,224	46,273	28,349

（*1）預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

（*2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金	182,212	32,054	—	5,972
合 計	182,212	32,054	—	5,972

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。なお、期間の定めがないものは含めておりません。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

売買目的有価証券

売買目的に区分した有価証券はありません。

直近2事業年度における財産の状況

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	2,063	2,087	23
	短期社債	—	—	—
	社債	290	297	6
	その他	—	—	—
	小計	2,354	2,384	30
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	699	694	△5
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,702	5,034	△667
	小計	6,402	5,729	△673
合計		8,756	8,114	△642

その他有価証券

	種類	貸借対照表上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	394	309	85
	債券	44,652	43,296	1,355
	国債	15,794	15,115	678
	地方債	5,575	5,368	206
	短期社債	—	—	—
	社債	23,282	22,812	470
	その他	3,760	3,700	60
小計		48,807	47,306	1,501
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,192	1,437	△244
	債券	4,359	4,408	△49
	国債	—	—	—
	地方債	99	99	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	4,260	4,308	△48
	その他	7,904	9,034	△1,130
小計		13,456	14,880	△1,423
合計		62,264	62,186	77

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	266	10	109
債券	6,063	76	6
国債	2,629	43	0
地方債	199	0	0
短期社債	—	—	—
社債	3,233	32	6
その他	55	54	0
合計	6,385	141	117

(注)その他、「投資信託」について、解約額 335 百万円があり、有価証券利息配当金はありません。国債等債券償還損 113 百万円があります。

35. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額(百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	945	0

36. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	評価差額(百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの百万円	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの百万円
その他の金銭の信託	199	200	△0	—	△0

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,795百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,173百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、

債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 總延税金資産及び総延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それ以下とのおりであります。

総延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	2,504 百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	16
減価償却費損金算入限度超過額	54
競売配当金益算入額	211
賞与引当金損金算入限度超過額	33
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	18
繰越欠損金	71
その他	134
総延税金資産小計	3,044
評価性引当額	△2,654
総延税金資産合計	390
総延税金負債	
前払年金費用	60
その他有価証券評価益	21
総延税金負債合計	82
総延税金資産の純額	308 百万円

39. 追加情報

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、総延税金資産及び総延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.01%から、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29.40%に、平成27年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.62%となります。この税率変更により、総延税金資産は21百万円減少(総延税金負債は10百万円減少)し、その他有価証券評価差額金は2百万円増加し、法人税等調整額は13百万円増加しております。再評価に係る総延税金負債は4百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

40. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

〔損益計算書〕

(単位：千円)

	平成22年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	平成23年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
経常収益	5,921,866	5,620,468
資金運用収益	5,151,440	4,619,519
貸出金利息	3,536,052	3,305,649
預け金利息	491,635	311,306
有価証券利息配当金	1,106,512	983,090
その他の受入利息	17,239	19,472
役務取引等収益	430,940	409,845
受入為替手数料	109,325	119,007
その他の役務収益	321,614	290,837
その他業務収益	229,093	509,252
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	192,357	130,635
国債等債券償還益	233	340,353
その他の業務収益	36,501	38,263
その他経常収益	110,392	81,851
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	58,267
株式等売却益	46,187	10,493
金銭の信託等運用益	—	1,967
その他の経常収益	64,205	11,124
経常費用	5,379,641	5,010,386
資金調達費用	422,243	280,053
預金利息	405,200	265,905
給付補償備金繰入額	13,037	10,524
その他の支払利息	4,005	3,624
役務取引等費用	632,042	592,599
支払為替手数料	69,508	67,724
その他の役務費用	562,533	524,875
その他業務費用	261,424	122,095
外国為替売買損	761	17
国債等債券売却損	2,053	7,272
国債等債券償還損	79,358	114,804
国債等債券償却	178,956	—
経費	3,807,016	3,501,231
人件費	2,382,693	2,262,903
物件費	1,373,206	1,188,314
税金	51,116	50,014
その他経常費用	256,914	514,405
貸倒引当金繰入額	—	187,034
貸出金償却	130,222	66,059
株式等売却損	1,870	109,885
株式等償却	103,718	105,199
金銭の信託運用損	6,773	—
その他資産償却	675	948
その他の経常費用	13,653	45,279
経常利益	542,224	610,082
特別利益	148,043	190,173
固定資産処分益	3,554	—
貸倒引当金戻入益	78,078	—
償却債権取立益	66,410	—
その他の特別利益	—	190,173
特別損失	26,197	50,261
固定資産処分損	26,197	8,688
減損損失	—	20,573
その他の特別損失	—	21,000
税引前当期純利益	664,071	749,994
法人税、住民税及び事業税	9,143	24,897
過年度法人税、住民税及び事業税	—	—
法人税等調整額	347,725	265,524
法人税等合計額	356,868	290,421
当期純利益	307,202	459,572
繰越金（当期首残高）	282,582	293,929
土地再評価差額金取崩額	—	10,451
当期末処分剰余金	589,785	763,954
当期末処理損失金	—	—

■直近2事業年度における財産の状況

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成22年度	平成23年度
当期末処理損失金	—	—
特別積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	589,785,477	763,954,316
剰余金処分額	295,855,952	445,481,660
利益準備金	50,000,000	100,000,000
普通出資に対する配当金	45,855,952	45,481,660
特別積立金	200,000,000	300,000,000
(経営強化準備積立金)	(200,000,000)	(300,000,000)
繰越金(当期末残高)	293,929,525	318,472,656

その他の経営効率

[一店舗及び役職員一人当たりの預金・貸金の残高及び期中平均残高]

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度
店舗数	24店舗	24店舗
役職員数	325人	302人
期中平均人員	346人	323人
預金	期末残高	9,254
一店舗当たり	期中平均残高	8,737
一人当たり	期末残高	683
	期中平均残高	656
貸出金	期末残高	4,065
一店舗当たり	期中平均残高	3,808
一人当たり	期末残高	300
	期中平均残高	286

[経費率]

(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度
経費率	1.61	1.51
(人件費率)	(0.98)	(0.96)
(物件費率)	(0.60)	(0.52)
(税金率)	(0.02)	(0.02)

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成22年度	1,087	754	—	1,087
	平成23年度	754	393	—	393
個別貸倒引当金	平成22年度	5,272	4,878	648	4,623
	平成23年度	4,878	4,844	582	4,296
合計	平成22年度	6,359	5,632	648	5,710
	平成23年度	5,632	5,237	582	5,050

貸出金償却

(単位：百万円)

償却額	平成22年度	平成23年度
	130	66

有価証券の時価及び評価損益

(1) 有価証券

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
債 券	3,518	3,539	21	25	4	3,054	3,079	25	30	5
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	2,304	2,315	11	16	4	2,763	2,782	18	23	5
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,214	1,223	9	9	—	290	297	6	6	0
そ の 他	7,466	6,351	△1,114	34	1,148	5,702	5,034	△667	0	667
合 計	10,984	9,891	△1,093	60	1,153	8,756	8,114	△642	30	673

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	1,987	1,680	△306	100	407	1,723	1,564	△159	85	244
債 券	45,191	46,131	939	1,056	116	47,705	49,011	1,306	1,355	49
国 債	13,901	14,383	481	502	21	15,115	15,794	678	678	0
地 方 債	4,696	4,807	110	122	12	5,468	5,674	206	206	0
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	26,592	26,941	348	431	82	27,121	27,542	421	470	48
そ の 他	11,986	10,813	△1,172	159	1,332	12,684	11,614	△1,069	60	1,130
合 計	59,165	58,626	△539	1,316	1,855	62,113	62,191	77	1,501	1,423

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	貸 借 対 照 表 計 上 額	当期の損益に含まれた評価差額	946	945
		△53		0

他の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	取 得 原 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	200	200
		199		199



高鍋湿原（高鍋町）

I. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成22年度	平成23年度
(自己資本)		
出資金	2,303	2,295
利益準備金	950	1,050
特別積立金	5,200	5,500
繰越金(当期末残高)	293	318
その他	—	—
処分未済持分	△39	△54
その他有価証券の評価差損	—	—
基本的項目(A)	8,707	9,109
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	48	42
一般貸倒引当金	754	393
補完的項目不算入額	△129	—
補完的項目(B)	673	435
自己資本総額[(A)+(B)](C)	9,381	9,544
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,042	1,042
控除項目不算入額	△1,042	△1,042
控除項目計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	9,381	9,544
(リスク・アセット等)		
資産(オン・パラанс)項目	89,891	82,553
オフ・パラанс取引項目	1,419	1,157
オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	8,664	8,331
リスク・アセット等計(F)	99,975	92,042
単体Tier1比率(A/F)	8.70%	9.89%
単体自己資本比率(E/F)	9.38%	10.36%

(注) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	89,891	3,595	82,553	3,302
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	88,461	3,538	81,209	3,248
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	16	0	10	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	104	4	177	7
国際開発銀行向け	4	0	1	0
地方公共団体金融機関向け	39	1	49	1
我が国の政府関係機関向け	308	12	377	15
地方三公社向け	139	5	160	6
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,105	764	18,096	723
法人等向け	18,678	747	17,596	703
中小企業等向け及び個人向け	30,108	1,204	26,535	1,061
抵当権付住宅ローン	4,506	180	4,351	174
不動産取得等事業向け	6,888	275	6,182	247
三月以上延滞等	678	27	428	17
取立未済手形	6	0	9	0
信用保証協会等による保証付	269	10	261	10
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	4,198	167	3,852	154
上記以外	3,407	136	3,117	124
②証券化エクスポート	1,429	57	1,344	53
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	1,429	57	1,344	53
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所詮ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ. オペレーションル・リスク	8,664	346	8,331	333
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	98,555	3,942	90,884	3,635

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオーバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスクを算定しています。

<オペレーションル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞 エクspoージャー	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度		
国内	218,010	217,116	99,157	96,189	46,914	48,949	—	—	1,620	1,017
国外	14,373	13,761	—	—	14,373	13,761	—	—	—	—
地域別合計	232,384	230,877	99,157	96,189	61,287	62,710	—	—	1,620	1,017
製造業	4,111	4,267	2,174	1,942	1,046	1,438	—	—	90	38
農業	1,766	1,588	1,767	1,589	—	—	—	—	5	152
林業	442	141	142	141	—	—	—	—	—	—
漁業	1,501	1,381	1,501	1,381	—	—	—	—	78	0
鉱業	164	117	142	98	—	—	—	—	54	35
建設業	4,831	4,519	4,827	4,519	—	—	—	—	65	35
電気・ガス・熱供給・水道業	328	393	0	0	291	368	—	—	—	—
情報通信業	164	135	58	45	9	9	—	—	—	—
運輸業	1,639	1,811	755	630	804	1,105	—	—	6	0
卸売業・小売業	10,304	9,949	7,391	6,717	2,802	3,109	—	—	166	161
金融・保険業	92,463	87,774	2,057	1,958	27,539	22,921	—	—	1	0
不動産業	6,255	5,300	6,005	5,149	217	117	—	—	537	225
各種サービス	6,846	6,424	6,814	6,377	—	—	—	—	206	165
国・地方公共団体等	30,977	46,607	11,237	12,967	28,575	33,640	—	—	—	—
個人	39,509	39,969	39,809	39,969	—	—	—	—	227	160
その他	31,077	20,495	14,471	12,700	—	—	—	—	180	41
業種別合計	232,384	230,877	99,157	96,189	61,287	62,710	—	—	1,620	1,017
1年以下	52,494	49,696	9,879	11,165	7,669	3,892	—	—		
1年超3年以下	56,888	54,114	16,139	12,879	9,819	9,492	—	—		
3年超5年以下	22,113	21,762	10,202	10,771	10,921	10,216	—	—		
5年超7年以下	15,764	16,121	8,581	7,121	6,638	8,358	—	—		
7年超10年以下	27,900	32,217	13,882	12,059	13,857	20,046	—	—		
10年超	52,001	52,142	39,619	41,438	12,381	10,703	—	—		
期間の定めのないもの	5,221	4,822	852	752	—	—	—	—		
残存期間別合計	232,384	230,877	99,157	96,189	61,287	62,710	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。

具体的には現金・投資信託・金銭の信託が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(36ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」参照)

■ 単体における事業年度の開示事項

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
製造業	76	122	46	△9	122	113	—	44
農業	152	130	△22	△28	130	102	4	1
林業	4	1	△3	0	1	1	—	0
漁業	97	69	△28	△12	69	57	10	0
鉱業	31	21	△10	△9	21	12	—	17
建設業	290	180	△110	90	180	270	29	27
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	—	—	0	0	—	—
運輸業	14	2	△12	△2	2	0	1	—
卸売業・小売業	511	491	△20	24	491	515	37	207
金融・保険業	1,503	1,758	255	△102	1,758	1,656	164	0
不動産業	1,348	1,149	△199	△104	1,149	1,045	131	189
各種サービス	931	730	△201	140	730	870	373	118
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	309	221	△88	△22	221	199	23	40
合計	5,272	4,878	△394	△34	4,878	4,844	777	647

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	46,103	—	51,701
10%	114	6,536	—	7,347
20%	2,816	79,322	3,323	75,147
35%	3,287	12,878	1,688	10,753
50%	17,051	1,457	21,884	737
75%	—	30,165	—	28,780
100%	2,734	31,536	5,642	25,837
150%	1	202	1	131
合計	234,208		232,976	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポートージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポートージャー	—	—	11,420	11,699	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

(6) 証券化エクスポートージャーに関する事項

- オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する事項)
オリジネーターに該当する証券化エクスポートージャーは取り扱っておりません。

□ 投資家の場合

①保有する証券化工クスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化工クスポートジャーの額	2,023	—	2,099	—
(i)投資信託	—	—	—	—
(ii)金銭の信託	199	—	199	—
(iii)債権	1,823	—	1,899	—

(注) 再証券化工クスポートジャーは取り扱っておりません。

②保有する証券化工クスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートジャー残高				所要自己資本の額			
	平成22年度		平成23年度		平成22年度		平成23年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
10%	114	—	90	—	0	—	0	—
20%	302	—	402	—	2	—	3	—
50%	501	—	704	—	10	—	14	—
100%	1,104	—	902	—	44	—	36	—
合 計	2,023	—	2,099	—	56	—	53	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポートジャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 再証券化工クスポートジャーは取り扱っておりません。

(7) 出資等エクスポートジャーに関する事項

イ. 出資等エクスポートジャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分	売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
上 場 株 式 等	平成22年度	—	2,126	1,770	△356	100	457
	平成23年度	—	1,863	1,654	△208	85	293
非上場株式等	平成22年度	—	—	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—	—	—
合 計	平成22年度	—	2,126	1,770	△356	100	457
	平成23年度	—	1,863	1,654	△208	85	293

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポートジャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	売却額			株式等償却
		売却益	売却損	
出資等エクスポートジャー	平成22年度	352	46	1
	平成23年度	366	10	109

ハ. 貸借対照表上で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
評価損益	△356	△208

二. 貸借対照表及び損益計算書で

認識されない評価損益の額
該当ございません。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定		調達勘定	
区 分	金利リスク量	区 分	金利リスク量
	平成22年度		平成23年度
貸出金	1,319	定期性預金	△723
有価証券等	2,269	要求払預金	△355
預け金	404	その他の	—
コールローン等	—	調達勘定合計	△1,079
その他	12		△1,125
運用勘定合計	4,006	銀行勘定の金利リスク	2,926
	3,054		1,929

(注) 1.銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えは、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、預資金は「GPS計算方式」、有価証券は「内部計算方式」により銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2.要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。

3.銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク(1,929百万円)=運用勘定の金利リスク量(3,054百万円)+調達勘定の金利リスク量(△1,125百万円)

II. 連結における事業年度の開示事項

(1)自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

		(単位:百万円)
会 社 名	所要自己資本を下回った額	
該当ございません		

子会社等の状況 [有限会社高信ビジネス・サービス]

所 在 地	主要事業内容	設立年月日	資 本 金	当金庫議決権比率
児湯郡高鍋町大字北高鍋1389番地1	特定貨物運送業	平成14年4月1日	300万円	100%

当金庫では、子会社は当金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記の通りであります。

記

下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺しております。

資産基準=子会社の総資産額の合計額／当金庫の総資産額及び連結子会社の総資産額の合計額 (単位:百万円)

$$\frac{47}{232,322 + 47} = 0.020\%$$

経常収益基準=子会社の売上高の合計額／当金庫の売上高の合計額及び連結子会社の売上高の合計額

$$\frac{66}{5,621 + 66} = 1.160\%$$

利益基準=子会社の当期純利益のうち持分の合計額／当金庫の当期純損益の額及び連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額

$$\frac{0.7}{459 + 0.7} = 0.168\%$$

利益剰余金基準=子会社の利益剰余金のうち持分の合計額／当金庫の利益剰余金及び連結子会社の利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額

$$\frac{41}{6,913 + 41} = 0.593\%$$

(2) 自己資本の構成に関する事項

項 目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)		
出資金	2,303	2,295
利益剰余金	6,482	6,908
処分未済持分	△39	△54
その他有価証券の評価差損	—	—
基本的項目(A)	8,746	9,148
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	48	42
一般貸倒引当金	754	393
補完的項目不算入額	△132	—
補完的項目(B)	671	435
自己資本総額〔(A)+(B)〕(C)	9,417	9,583
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,042	1,042
控除項目不算入額	△1,042	△1,042
控除項目計(D)	—	—
自己資本額〔(C)-(D)〕(E)	9,417	9,583
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	89,910	82,576
オフ・バランス取引等項目	1,419	1,157
オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	8,223	7,960
リスク・アセット等計(F)	99,553	91,694
連結Tier1比率(A/F)	8.78%	9.97%
連結自己資本比率(E/F)	9.45%	10.45%

(注)信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(3) 自己資本の充実度に関する事項

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	89,910	3,596	82,576	3,303
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートジャー	88,480	3,539	81,232	3,249
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	16	0	10	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	104	4	177	7
国際開発銀行向け	4	0	1	0
地方公共団体金融機構向け	39	1	49	1
我が国の政府関係機関向け	308	12	377	15
地方三公社向け	139	5	160	6
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,105	764	18,096	723
法人等向け	18,678	747	17,596	703
中小企業等向け及び個人向け	30,108	1,204	26,535	1,061
抵当権付住宅ローン	4,506	180	4,351	174
不動産取得等事業向け	6,888	275	6,182	247
三月以上延滞等	678	27	428	17
取引未済手形	6	0	9	0
信用保証協会等による保証付	269	10	261	10
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	4,198	167	3,852	154
上記以外	3,426	137	3,140	125
②証券化エクスポートジャー	1,429	57	1,344	53
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	1,429.	57	1,344	53
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所詮ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ. オペレーション・リスク	8,223	328	7,960	318
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	98,134	3,925	90,536	3,621

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポートジャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオーバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーのことです。

4. オペレーションリスクは、当金庫は基礎的手法を使用しています。

〈オペレーション・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%



桃源郷のアジサイ(門川町)

■ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況

定量的な開示事項

	頁
(単体)	
一. 自己資本の構成に関する事項	38
二. 自己資本の充実度に関する事項	38
三. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートジャーヤーを除く）	
イ. 信用リスクに関するエクスポートジャーヤー及び主な種類別の期末残高	39
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	39
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	40
二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートジャーヤーの額等	40
四. 信用リスク削減手法に関する事項	40
五. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	40
六. 証券化エクスポートジャーヤーに関する事項	40
イ. オリジネーターの場合	40
ロ. 投資家の場合	41
七. 出資等エクスポートジャーヤーに関する事項	41
八. 金利リスクに関する事項	41
(連結)	
一. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(資本控除となる非連結子会社等)のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	42
二. 自己資本の構成に関する事項	42
三. 自己資本の充実度に関する事項	43

定性的な開示事項

一. 当金庫の自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。

平成23年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

二. 当金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。収支計画については、利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて高いものであります。

三. 信用リスクに関する項目

①リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の信用状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに、大口与信先については、必要に応じ常勤理事会で経営陣による審議を行っております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートジャーヤーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・ムーディーズ・インベスターーズ・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

四. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢で取り組んでおりますが、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続については金庫が定める「事務手続書」及び「担保徵求事務取扱要領」等により、適切な事務取扱及び適切な評価を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ宮崎県信用保証協会、金融機関エクスボージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続書」や各種約定書等に基づき適切な取扱いに努めております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスボージャーの種類に偏ることなく分散されております。

五. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

六. 証券化エクスボージャーに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握しております。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては当金庫が定める「余資運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、証券化エクスボージャーに区分される投資区分の種類は、以下の通りです。

- 1) 貸付債権を裏付とする信託受益権
- 2) 債券を裏付とする信託受益権

②証券化エクスボージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

③証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

④証券化エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付期間の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・ムーディーズ・インベスタートーズ・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

七. オペレーション・リスクに関する項目

①リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組を整備するとともに、定期的に各種リスクの分析を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務手続書」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めています。

「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。その他のリスクについては、お客様相談窓口の設置、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢に努めています。

リスク計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、ALM委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において報告する態勢を整備しております。

②オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

八. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスボージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (Va R) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、ALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「リスク管理規程・要領」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

■ 信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「リスク管理規程・要領」や「余資運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定期的にALM委員会に報告するとともに経営陣にも報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

九. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間シミュレーションによる収益の影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

②内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づき算定しております。

・計測手法

預貸金は「GPS計算方式」、有価証券は「内部計算方式」

・コア預金

対象：流動性預全般（当座、普通、貯蓄等）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つの内から最小の額を上限

満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産・負債

預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利、期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

99%タイル又は1%タイル値

・リスク計測の頻度

月次（前月末基準）

バーゼルII（新BIS規制）の概要

①第1の柱（最低所要自己資本比率）

旧規制（BIS規制）

自己資本

信 用
リス ク

※国内基準（信用金庫）

$\geq 4\%$

旧規制では単一の計算方式しかありませんが、新規制では、各信用金庫（銀行）が下記の2つの中から自らに適する手法を採用することになりました。

- 「標準的手法」
⇒現行規制を一部修正した方式
- 「内部格付手法」
⇒内部格付を利用して借り手のリスクをより精緻に反映する方式

当金庫は、標準的手法を選択しております。

これは、リスク・ウェイトがより精緻になるからです。

バーゼルII（新BIS規制）

自己資本（現行のまま）

信 用
リス ク

+ オペレーショナル
リス ク

※国内基準（信用金庫）

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクのことです。
下記の手法のうちから、自らに適する手法を選択することになりました。

- 基礎的手法並びに粗利益配分手法
⇒粗利益を基準に計測する方法
- 先進的計測手法
⇒過去の損失実績等をもとに計測する方法

当金庫は、基礎的手法を選択しております。

リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%

②第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）

信用金庫（銀行）自身が、第1の柱（最低所要自己資本率）の対象となっていないリスク（銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク等）も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討するようになりました。

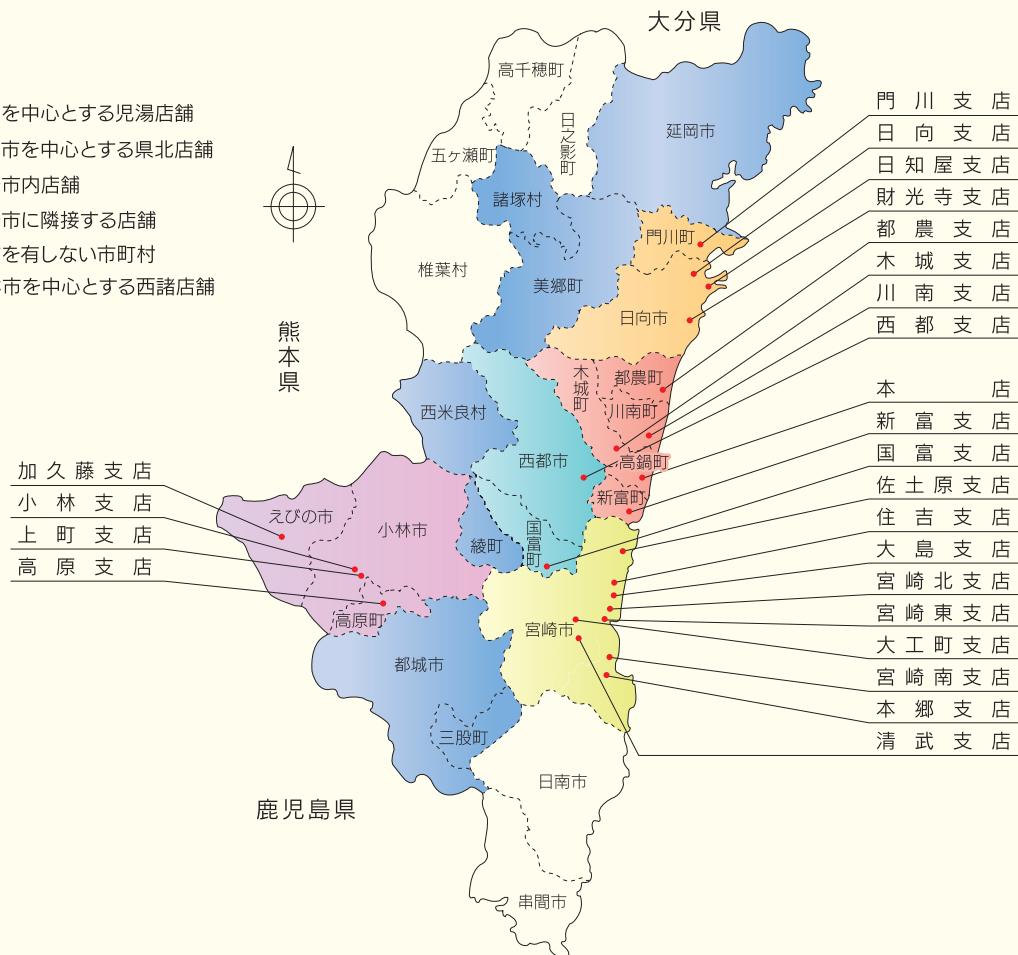
③第3の柱（市場規律）

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることを目的としています。

そのため、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

■ 営業店舗一覧

- 本店を中心とする児湯店舗
- 日向市を中心とする県北店舗
- 宮崎市内店舗
- 宮崎市に隣接する店舗
- 店舗を有しない市町村
- 小林市を中心とする西諸店舗



■ 本 店	児湯郡高鍋町大字高鍋町673 TEL.0983-22-2222 FAX.22-5473
■ 新富支店	児湯郡新富町富田2丁目91番地 TEL.0983-33-2222 FAX.33-5236
■ 木城支店	児湯郡木城町大字高城1235-5 TEL.0983-32-2222 FAX.32-2497
■ 川南支店	児湯郡川南町大字川南17701-53 TEL.0983-27-2222 FAX.27-2017
■ 都農支店	児湯郡都農町大字川北4601-2 TEL.0983-25-2222 FAX.25-3069
■ 日向支店	日向市原町2丁目59-2 TEL.0982-53-2222 FAX.52-3651
■ 佐土原支店	宮崎市佐土原町松小路5番地1 TEL.0985-73-2222 FAX.73-3600
■ 宮崎北支店	宮崎市神宮東1丁目5-25 TEL.0985-26-2222 FAX.29-1220
■ 住吉支店	宮崎市大字島之内7156-1 TEL.0985-39-2222 FAX.39-2689
■ 宮崎東支店	宮崎市吉村町堂の後2663-1 TEL.0985-28-2222 FAX.26-8579
■ 西都支店	西都市大字妻1677-1 TEL.0983-42-2222 FAX.42-3349
■ 財光寺支店	日向市大字財光寺248-1 TEL.0982-54-2222 FAX.52-1697

■ 宮崎南支店	宮崎市恒久2丁目15-19 TEL.0985-51-2222 FAX.52-6813
■ 国富支店	東諸県郡国富町大字本庄1954-8 TEL.0985-75-2262 FAX.75-8895
■ 門川支店	東臼杵郡門川町西栄町1丁目2-3 TEL.0982-63-5800 FAX.63-6706
■ 大工町支店	宮崎市松橋2丁目176-1 TEL.0985-26-2240 FAX.26-2197
■ 日知屋支店	日向市曾根町1丁目125 TEL.0982-53-7800 FAX.52-1724
■ 本郷支店	宮崎市大字本郷南方2101-1 TEL.0985-56-5411 FAX.56-3934
■ 清武支店	宮崎市清武町今泉甲7072-1 TEL.0985-85-6333 FAX.85-5599
■ 大島支店	宮崎市阿波岐原町火切塚1459-3 TEL.0985-27-2266 FAX.27-6200
■ 小林支店	小林市細野1597 TEL.0984-23-3181 FAX.23-4751
■ 高原支店	西諸県郡高原町大字西麓989-3 TEL.0984-42-1050 FAX.42-4906
■ 加久藤支店	えびの市大字栗下167-3 TEL.0984-35-1011 FAX.25-4061
■ 上町支店	小林市細野2258-1 TEL.0984-23-7111 FAX.22-8790

■ 店舗外自動機コーナー

地区	設置場所	住 所	平 日	土 曜 日	日 曜 日
児湯・西都地区	高 鍋 町 役 場	児湯郡高鍋町大字上江1207-1	9:30~17:00	休 止	休 止
	ホームワイド高鍋店	児湯郡高鍋町大字北高鍋2100-45	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	県民生協コープ高鍋店	児湯郡高鍋町大字北高鍋5036	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	うめこうじ西都店	西都市旭町1-23	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00
宮崎市・東諸県郡地区	宮 崎 県 庁	宮崎市橘通東2-10-1 (県庁新館1階玄関ホール)	9:30~17:00	休 止	休 止
	宮 崎 市 役 所	宮崎市橘通西1-1-1 (市役所本庁1階市民課ロビー)	9:30~17:00	休 止	休 止
	イオン宮崎SC	宮崎市新別府町江口862-1	10:00~21:00	10:00~21:00	10:00~21:00
	宮 崎 駅	宮崎市錦町107-4 (宮崎駅ビル1階快適市場内)	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	カリーノ宮崎	宮崎市橘通東4-8	9:30~20:00	9:30~19:00	9:30~19:00
	宮 交 シ テ イ	宮崎市大淀4-6-28 (宮交シティ1階西側)	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	ボンベルタ橘	宮崎市橘通西3-10-32 (ボンベルタ橘西館地下1階)	9:30~20:00	9:30~19:00	9:30~19:00
	うめこうじ佐土原本店	宮崎市佐土原町下田島9922-3	10:00~20:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	県民生協コープ佐土原本店	宮崎市佐土原町下那珂中溝2711	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
小林・えびの・西諸地区	小 林 市 役 所	小林市細野300	9:00~18:00	休 止	休 止
	ニシムタ小林支店	小林市堤2338-12	9:30~20:00	9:30~19:00	9:30~19:00
	飯 野	えびの市大字原田2238-4	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	希望の店 野尻店	小林市野尻町東麓1066	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	希 望 の 店	西諸県郡高原町大字西麓625-15	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	須木商工会館	小林市須木中原1728	9:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
セブン銀行			7:00~23:00	7:00~22:00	8:00~22:00

■ 開示項目一覧

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目

I. 単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）

	頁
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	2
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	2
ハ. 事務所の名称及び所在地	47
2. 金庫の主要な事業の内容	11~12
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	3
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	3
(1) 経常収益	(7) 預金積金残高
(2) 経常利益	(8) 貸出金残高
(3) 当期純利益	(9) 有価証券残高
(4) 出資総額及び出資総口数	(10) 単体自己資本比率
(5) 純資産額	(11) 出資に対する配当金
(6) 総資産額	(12) 職員数
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	26
(2) 預金に関する指標	27
(3) 貸出金等に関する指標	28
(4) 有価証券に関する指標	29
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の体制	18~19
ロ. 法令遵守の体制	23
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	30~36
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) リスク管理債権の状況	
破綻先債権・延滞債権・3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権	15
(2) 金融再生法開示債権額	15
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	38~39
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	37
(2) 金銭の信託	37
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	36
ヘ. 貸出金償却の額	36
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	25
※直近の事業年度における財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	25

II. 連結（信用金庫法施行規則第133条における規定）

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	42
ロ. 金庫の子会社等に関する事項	42

まごころのおつきあい



高鍋信用金庫

宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町673
TEL.0983-22-2222 FAX.0983-23-3527
<http://www.takanabe-shinkin.jp>



本冊子の資料編につきましては、
古紙配合率70%以上の再生紙を使用しています。



本誌の印刷には、環境に配慮した
植物性大豆油インキを使用しています。